
平成25年第3回大和町議会定例会会議録

平成25年6月11日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 班 長 兼 文 化 財 班 長	齋 藤 秀 明 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開会前

事務局長（浅野喜高君）

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、特別褒賞の伝達を行います。

このたび宮城県町村議会議長会から、「たいわ町議会だより」が町村議会広報県選考会並びに全国議会広報コンクールにおきまして高い編集能力が認められ特選等を連続受賞されたご功績によりまして特別褒賞されましたので、ここで議長から伝達をさせていただきます。

それでは、議会広報常任委員会委員長伊藤 勝様、同じく同副委員長藤巻博史様、前のほうにお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長（浅野喜高君）

おめでとうございます。以上で伝達を終わりにいたしたいと思います。

午前10時00分 開 会

議 長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまは大和町広報常任委員会の広報誌、特別褒賞ということで県から表彰されたわけでありますが、このことにつきましては皆さんもご存じのように、一回入選されますと3年間が入選の対象にならないということで、全国でも県でもいろいろ議論してきたところでありますが、10年以内に3回入って入選されているまちを特別表彰しようということで、今回初めての催しでありました。宮城、黒川町村で非常に微妙な差でありましたが、大和町が第1回目の褒賞ということで表彰されました。広報委員の皆さん、大変朝早くから夕方遅くまで定例議会後、本当にご苦労さんでございました。こういうふうな結果が多くの皆さんに評価されたんだなというふうに感じておりますので、大変うれしくも思います。大変おめでとうございます。

ただいまから平成25年第3回大和町議会定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番松川利充君及び10番伊藤 勝君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの4日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

諸般の報告ということでございますが、まず初めに、きょう6月定例議会ですが、3月の議会の皆様方にご議決賜りました遠藤幸則副町長が4月1日から就任しておりますことをご報告申し上げたいと思います。

そしてさらに、大和町地域振興公社の総会が5月20日にございまして、その席上、

副町長遠藤幸則氏が役員、そして総会の後の取締役会で社長に就任をいたしましたので、皆様方にこの場をおかりしてご報告を申し上げたいと思います。

一言、副町長からご挨拶をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長。

副 町 長 （遠藤幸則君）

ただいま大須賀議長さんより発言のお許しをいただき、大変感謝を申し上げます。

さきの3月定例議会におきまして町議会のご同意をいただき、去る4月1日に副町長を拝命いたしました。担わせていただくことになりました副町長の職責の重さに、そして大きさに身の引き締まる思いで今もおります。また、5月20日には大和町地域振興公社の代表取締役にも選任をいただいたところでございます。

もとより微力ではありますが、浅野町長のもと、町民皆様の福祉の向上と大和町発展のため誠心誠意職務を果たす決意でおります。大須賀議長様初め議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、一言の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ありがとうございました。なおよろしくお願い致します。

それでは、諸般の報告でございますが、後ほど担当から具体的にそれぞれ説明申し上げますが、今回は大和町の一般会計の繰越明許計算書につきまして6件、それから大和町の下水道事業特別会計につきましての繰越明許につきまして1件、それから大和町一般会計の事故繰越を4件、大和町の水道事業会計の予算繰越計画について2件の報告がございます。

そのほか、黒川地域土地開発公社でございますが、決算ということでございますが、皆様方にご了解をいただいた中で、1年間の間に清算、いわゆる解散ですね、事務をとってきたところでございますが、そのことについての決算のご報告、そして株式会社大和町地域振興公社の決算についてのご報告をさせていただきたいというふうに思

います。

詳しくはそれぞれ担当からご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、資料、諸般の報告1ページをお願いしたいと思います。

これにつきましては繰越明許費の計算というような形で、一般会計分につきまして議決賜った分を平成25年度に繰り越しして使用するものでございます。

2ページをご参照いただければと思います。

これにつきましては、繰り越した款、項、事業名、金額、それから翌年度繰越額、それからこの財源内訳というような形で記載をさせていただいているものでございます。

24年度から25年度への事故繰越につきましては件数全部で6件ございまして、このうち4件につきましては国庫支出金を伴うものの繰り越しというような形になっているものでございます。合計におきまして議決賜りました金額につきましては8,529万6,000円ございまして、このうち実際繰り越しをしていただきましたものにつきましては8,519万1,000円となったものでございます。

財源につきましては、合計で5,695万9,000円が国庫支出金、それから残り2,823万2,000円につきましては一般財源となるものでございます。明許繰越につきましては以上でございます。

続きまして、3ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらにつきましては、やむを得ず平成24年度から25年度のほうに諸般の事情によりまして繰越手続をしたものの事故繰越というようなものでございまして、3ページにつきましては事故繰越をするに当たっての案分でございます。大変申しわけございません。5ページでございまして、5ページにつきまして事故繰越をするに当たってのお願いする案分となっております。

6ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちらが一般会計の事故繰越を行ったものでございます。災害等の入札事情によりましてやむを得ず繰り越したものの、それから災害復旧事業というふうなことでありますけれども、諸般の入札事情によりましてやむなく事故繰となったものが2件ござい

ます。総務費総務管理費で鶴巢防災センターの調理実習室の床修繕、それから消防費におきましては砂金沢の水防倉庫の新築工事、それから以下2件、災害復旧でありますけれども、相川地区のため池、それから幕柳地区の頭首工の災害復旧というような形の4件でございます。

繰越金額につきましては3,950万5,000円というような金額でございまして、このうち県支出金におきまして3,292万8,000円、その他、これにつきましては各地域の分担金でございますけれども、こちらが76万4,000円、それから残り一般財源につきまして581万3,000円というふうな4件でございます。

繰り越した事由につきましては、説明欄に詳しくご説明させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、3ページをお開き願います。

平成24年度下水道事業特別会計予算の繰越明許費の計算書についてであります。

3月議会におきまして、25年度へ繰り越しして使用いたします繰越明許費につきまして議決をいただいたところでございますけれども、この繰越内容の金額を明示した計算書についてご報告をさせていただきます。

4ページの繰越明許費の計算書であります。1款2項の下水道建設費の公共下水道2号幹線管渠改築工事（その2）についてであります。議決をいただきました繰越額855万4,000円ありますが、これを翌年度に繰り越しいたしたものでございます。

財源の内訳でありますけれども、国庫支出金412万5,000円、一般財源442万9,000円の内容となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成24年度水道事業会計に係ります繰越予算につきましてご報告をいたすものでございます。

8ページの繰越計算書でございます。繰越事由につきましては2件の工事、いずれも震災の影響によりまして資材の調達等に不測の日数を要しまして繰り越しとなったものでございます。1款1項建設改良費の布替5号天皇寺地区排水管布設替工事及び布設1号鶴巢落合計配水管布設工事の2件の工事を繰り越しいたしたものでござい

す。予算計上額につきましては、2件の工事の合計額5,748万8,000円でございます、同額を翌年度に繰り越しいたしたものでございます。

財源につきましては、過年度損益勘定留保資金358万8,000円、企業債5,390万円の内訳となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、諸般の報告書の9ページをお開きになっていただきたいと思います。

平成24年度黒川地域土地開発公社決算についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成24年度黒川地域土地開発公社決算について別冊のとおり報告をいたすものでございます。

別冊をお開きになっていただきたいと思います。

2ページ目、これが平成24年度黒川地域土地開発公社の決算についてでございます。この件につきましては解散に伴う清算業務でございまして、昨年の12月定例議会に上程をさせていただきご承認をいただいたもので、今回はその内容についてご報告をいたすものでございます。

まず、概要といたしまして、総括でございますが、黒川地域土地開発公社土地開発公社定款第17条に掲げる土地の取得、造成その他、管理及び処理の業務については一切ございませんでした。

また、黒川地域土地開発公社解散については、宮城県知事の解散認可を得ておりまして、関係法令に基づき決算の業務を行ったものでございます。

2番目といたしまして、経理でございますが、収益的収入につきましては、事業外収益9万5,358円に対して収益的支出については同額の9万5,358円となりまして、差し引き0円となったものでございます。資本的収入につきましても、取得事業がなかったことにより0円でございます、資本的支出についてもゼロというふうになったものでございます。

残余財産につきましては、定款第25条第1項の規定によりまして、各設立団体に分配したものでございます。

業務につきましては、事業がございませんでしたので、ごらんのようなまとめ方に

なったものでございます。

3ページをごらんになっていただきたいと思います。

ここには決算の報告書としてまとめさせていただいたものでございます。

まず、上段の表でございますが、収益的収入及び支出でございますが、決算額、先ほどご説明いたしました9万5,358円となったものでございます。支出につきましても同額の9万5,358円ということで、下段のほうに収入合計9万5,358円、支出合計9万5,358円となりまして、差引額につきましては0円というふうなものでございます。

4ページをごらんになっていただきたいと思います。

この辺につきましては、資本的収入及び支出を表にしたものでございますが、これにつきましては先ほどご説明申し上げましたが、事業がございませんでしたので、収入・支出0円というような表のまとめ方になったものでございます。

5ページをお開きになっていただきたいと思います。

このページにつきましては、黒川地域土地開発公社の財産目録をまとめさせていただいたものでございます。

まず、上段の部、資産の部でございますが、流動資産といたしまして現金預金、まず普通預金でございますが1,312万65円、それから定期預金でございますが、各4町村250万円ずつ支出しておりますので合計で1,000万円、合計で2,312万65円ということでございます。

負債の部につきましては、ございませんでしたので、ゼロというふうなことでございまして、下段、正味財産でございますが、出資金が1,000万円、準備金といたしまして1,312万65円というふうなことでございまして、合計が2,312万65円ということでございます。

6ページをごらんになっていただきたいと思います。

公社の貸借対照表でございます。これにつきましては、資産の部、先ほどの金額の2,312万65円、負債及び資本の部といたしまして同額の2,312万65円というふうなものでございます。

7ページをごらんになっていただきたいと思います。

ここにつきましては、損益の計算書をまとめさせていただいたものでございます。費用の部といたしまして9万5,358円、収益の部につきましても同額の9万5,358円ということで、9万5,358円の内訳につきましては下の表のとおりでございまして、需用費といたしまして1,100円、会議の際のお茶代でございます。それから役務費といたしまして9万4,258円。この金額につきましては、印鑑証明書、それから解散に当

たって官報に掲載した掲載料です。それから、先ほどの2,312万65円を4町村に分配した際の振り込み手数料というような内訳になっているものがございます。

8ページにつきましては、キャッシュフローの計算書をまとめさせていただいたものがございます。

9ページをごらんになっていただきたいと思います。

基本金の明細書といたしまして、出資額、4町村おのおの250万円ずつの合計で1,000万円というような金額になったものがございます。

10ページをごらんになっていただきたいと思います。

解散に当たりまして、清算費用の会計の監査をしていただいた写しをつけさせていただいております。大郷町の武藤監事さん、大衡村の織田監事さんに監査をしていただいた際の監査報告になります。一番下のほうに監査の結果としてご意見いただいた内容を挙げさせていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「監査に付された決算書類及び付属書類は、関係法令に準拠して処理され、計数に誤りはなく執行状況は妥当と認める」、こういうようなご報告をいただいたものがございます。

11ページ、先ほどの残余財産2,312万65円を分配した表でございます。2,312万円を4で割りますと各町村578万円というような分配金になりますけれども、端数65円が発生いたしましたので、その65円につきましては、大和町が事務局をやっていますので、大和町に分配するというような内容でございます。

12ページにつきましては、先ほどの9万5,358円を詳細な表にまとめさせていただいたものがございます。

13ページをごらんになっていただきたいと思います。

解散に当たりまして、清算結了届出書を宮城県知事のほうに清算人から届け出したものございまして、添付書類といたしまして、法務局の閉鎖登記簿の写しもあわせて添付して、13ページの下段の右側のほうに市町村課から4月10日付で收受されたものの写しでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

それでは、平成24年度の大和町地域振興公社の決算についてご報告をさせていただきます。

きます。

資料の別冊をお願い申し上げます。

まず、平成24年度の大和町地域振興公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町が資本金、基本金及びこれに準ずるもの2分の1以上を出資している株式会社について議会にご報告をするものでございます。

5月20日に大和町役場会議室におきまして、第21期定期株主総会が開催されまして、提出されました議案、21期の決算報告、利益金処分、第22期の事業計画、役員改選、役員報酬額の決定について承認されたものでございます。

それでは、資料の1ページをお願い申し上げます。

第21期の事業報告でございます。

第20期定期株主総会において決定された事業計画を執行してまいりましたが、順調に経過し、目標をほぼ達成することができました。

町からの受託事業である七ツ森湖畔公園のほか施設管理事業のほうで4,993万8,000円、指定管理者業務で2,949万7,000円、町民研修センター・体育センター受付業務と日直巡視業務で466万6,000円、受託外業務で347万4,000円、収益事業では、地場産品販売・売上手数料・自動販売機売上手数料等合わせまして427万7,000円の販売額となりました。

今年度は4月初めの爆弾低気圧災害で倒木処理、夏に大量発生いたしました毛虫の駆除、町営住宅の屋根の応急修繕、船形山登山道の刈り払い、町道松坂1号線の樹木帯除草業務、役場敷地内芝管理業務等34件の受託外業務をしながら施設の管理に万全を期すとともに、公園・施設の補修等を実施し、快適に利用していただくための公園づくりに留意してまいりました。

蜂の巣駆除につきましても、町有施設や公園、町民の方、会社関係など町内外の21件ほどを格安の料金で対応してまいりました。

観光振興につきましては、春の「花まつり」、夏の「まほろば夏まつり」、秋の「たいわ産業まつり」と積極的に協力参加いたしました。

その結果、営業収支で774万2,000円の当期純利益を計上することができましたという概要でございます。

2については会議の状況で、取締役会、第20期定期株主総会、それから定期株主総会終了後の取締役会等の会議の状況でございます。

3については、第21期の役員の名簿を掲載させていただいております。

それでは、3ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

流動資産でございますが、現金預金については5,993万6,660円というふうになっております。棚卸資産については29万9,867円、その他流動資産につきましては400万3,178円、流動資産の合計で6,423万9,705円となっております。

固定資産でございますが、有形固定資産につきましては1,027万9,584円、無形の固定資産については14万2,784円、投資等につきましては3,999万6,000円、固定資産の合計といたしまして5,041万8,368円となっております、資産の部の合計で1億1,465万8,073円というふうになってございます。

負債の部でございますが、流動負債については406万1,728円、固定負債については1,750万2,000円となっております、負債の部の合計で2,156万3,728円でございます。

純資産の部といたしまして、株式資本でございますが、資本金については1,250万円というふうになっております。これは会社からの発行株でございますが、250株でございます、1株5万円という額面になってございます。利益剰余金でございますが、更新積立金については400万円、別途積立金については700万円、繰越利益剰余金については6,959万4,345円となっております。そのうち当期の利益については774万2,797円でございます、利益剰余金の合計が8,059万4,345円となっております。株主資本計については9,309万4,345円ということで、純資産額同額というふうになっております。

負債、純資産の部の合計については1億1,065万8,073円という額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。会社の第21期における収益と費用の状態をあらわしているものでございます。

経常損益の部でございますが、営業損益の部については、売上高・受託事業収入と受託外収入を合わせまして9,185万4,209円となっております。

売上原価につきましては、期首の商品棚卸高、それから仕入高合わせまして121万3,614円というふうになってございます。売り上げの総利益については9,064万595円でございます。

販売費・一般管理費でございますが、8,100万9,363円というふうになっておりまして、これについては5ページの表でその詳細を表示してございます。

売り上げの総利益でございますが、9,064万595円というふうになってございます。

販売費・一般管理費でございますが、販売費・一般管理費の合計については8,100万9,363円ということで、営業の利益につきましては963万1,232円というふうになっております。

営業外の損益の分につきましては、営業外収益とそれから営業外費用ということで、この両方を合わせまして1,009万5,558円というふうになっております。

次に、特別損益の部でございますが、特別利益・特別損益合わせまして1,007万9,062円というふうになっております。この後、法人税・住民税及び事業税を差し引きて、当期の利益が774万2,797円となったところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第22期の事業計画書でございます。平成25年度の事業計画という内容で、本年度の事業方針でございますが、株式会社大和町地域振興公社は、公共的な性格と民間活力をあわせ持つ第三セクターとしての有利性を生かし、本年度の事業計画は町の公園管理、施設管理の受託事業を主体に地域の方々と連携しながら管理レベルを高めることに努め、美しいまちづくり、地域住民の方々に安心安全な憩いの場として利用していただける施設づくりに万全を期してまいります。また、大和町の観光をPRしながら、収益事業の拡充に努めてまいりますという内容でございます。

2番といたしまして、具体的な本年度の事業計画でございますが、(1)といたしまして町有施設の業務受託管理でございます。七ツ森湖畔公園（南川ダム周辺7カ所）でございます。あさひな湖畔公園（宮床ダム周辺3カ所）でございます。大和町都市公園（24カ所）でございます。総合運動公園、宮城県自転車競技場、ダイナヒルズ野球場、・テニスコート・多目的広場等。それから、まほろばホールの敷地、嘉太神校舎、吉岡東官衙遺跡。6番といたしまして南川ダム資料館、これは県から町に管理委託されまして、町からさらに地域振興公社のほうに委託をしているものでございます。7番といたしまして、大和町町民研修センター、体育センターでございます。これは受け付け事務関係の受託でございます。

次に、指定管理者の業務管理でございますが、まず、産業振興課分といたしまして、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ公園となっております。それから都市建設課分が26カ所ということで、天皇寺公園、ほかの施設でございます。

3番といたしまして、収益事業でございます。南川ダム資料館及び南川湖畔直売所（花野果ひろば）での販売、2番目といたしまして地場産品の販売、3番目といたしまして手芸品・工芸品・地場産野菜等の販売手数料、4番目といたしまして大和町総合体育館内の食堂の売上手数料、5番目といたしまして自動販売機による飲料品の販売手数料でございます。

それから、4番目といたしまして観光振興ということで、町等のイベントには積極的に参加いたしまして、大和町のPRに努めてまいりたいという事業の内容でございます。

ます。

8 ページに、事業計画に基づきます収支の見込み書を記載してございます。1 番が受託管理業務分、これは6 課分でございます、合わせまして収益については5,468 万9,000円の予定でございます。

次に、指定管理者の業務部門については産業振興課・都市建設課分といたしまして3,046万2,000円という予定でございます。

それから、3 番目といたしまして収益事業部門、1 番から4 番までのそれぞれの事業を実施いたしまして、359万円の予定でございます。

次に、販売費一般管理費の支出関係でございますが、8,522万2,000円となっております。これにつきましては9 ページの内訳のとおりでございます。

5 番目といたしまして、営業外収益といたしまして135万円。

最後に、特別損失として、法人税、住民税関係でございますが、180万円ということでございます。

収益については9,009万1,000円、支出費用については8,822万2,000円、損益の計算については186万9,000円の純益を出すという見込みでの計算になってございます。

以上が大和町地域振興公社の24年度の決算の報告でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。

第3 回の大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成25年第3 回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、先ほど大須賀議長から伝達ございましたが、本町議会が長年にわたり、住民に読みやすく親しまれる議会広報紙づくりに取り組まれ、町村議会広報県選考会

並びに全国議会広報コンクールにおいてたびたび特選賞を受賞されました功績によりまして、宮城県町村議会議長会の特別褒賞を受賞されましたところでございます。まことにおめでとうございます。議会広報常任委員会の皆様方に改めて敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げますところでございます。

さて、本年の春先からの天候につきましては、低温や強風、あるいは4月に入ってからからの降雪、そして5月の降雨量の極端な減少によりまして、育苗からの稲作への影響が懸念されたところでございますが、町内全域では順調に田植え作業も終了したところでございます。

宮城県から発表されました5月31日現在の水稻の生育状況では、5月下旬の気温が高く推移し、日照時間も長かったため、平年より1～2日程度早く生育しているとの発表があったところであり、安堵しているところでございます。

次に、人口急増となっておりますもみじヶ丘・杜の丘地区であります。第4次総合計画でも、重要プロジェクトといたしまして「安心なまち」地域ふれあい・交流プロジェクトの「杜の丘地区へのコミュニティセンターの整備」事業を計画しておりましたが、今後も人口の増加が続くことが見込まれることと、また宮床地区区長会からの「杜の丘地区への公民館ならびに防災センター建設に関する請願書」が提出され、採択されておりますことなどから、町といたしましてもこれまで、この地域全体の公共施設について総合的に調整を図ってまいりました。既に小野小学校の増築工事のための実施設計やもみじヶ丘保育所の増築等、一部先行しているものもございますが、将来の人口推計を見きわめた上で、それぞれの施設のあり方等を検討しながら全体のスケジュールを策定し、早急に取り組まなければならない事業等について整理をしてきたものでございます。

その上で、仮称ではございますが、南部コミュニティセンターにかかわります住民アンケート調査や住民組織によります検討委員会、基本計画の策定費用を計上しまして本議会に提案しておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

なお、このことにつきましては、今会期中の全員協議会におきまして概要を皆様方にご説明させていただく予定でございます。

次に、山形県鶴岡市を本拠地に銀行業務を展開しております荘内銀行が、吉岡ヤマザワ駐車場敷地内に支店を6月17日から開店することになりました。つきましては、収納代理金融機関の指定申し込みがあり、指定金融機関であります七十七銀行様との協議も整いましたので、町税等の納付金の取り扱いができることとなりました。なお、荘内銀行につきましては、土曜日や日曜、祝日営業も行うとのことございまして、

納付環境の利便性の向上が期待されるところでございます。

次に、平成24年度の決算見込み状況につきましてご説明いたします。

まず、一般会計についてですが、歳入で104億4,600万円余り、歳出で97億5,000万円余りとなる見込みであり、収支額は6億9,600万円となりますが、これから繰越経費に充てます一般財源が3,400万円ございますので、実際上の形式収支は6億6,200万円余りと想定しております。

歳入面では、町税収入におきまして、多くの企業の進出を反映いたしまして、前年度から約2億6,700万円増の41億7,400万円の見込みとなっております。

また、財政調整基金は、当初の取り崩し措置から取り崩しゼロとし、さらに平成23年度決算剰余金から2億6,000万円を積み立てていたしております。

国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、1億900万円余りの黒字決算となる見込みであり、また、他の特別会計につきましても、それぞれ黒字決算となるものと見込んでおります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第62号は、これまで臨時保育士の任用期間、最大1年であったものを、構造改革特別地域計画により3年となったことによりまして、分限に関する規定を定めようとするもの。

議案第63号は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹が加えられたことから条例を一部改正するもの。

議案第64号の一般会計補正予算につきましては、1億3,381万6,000円を追加いたしまして、総額を87億2,081万6,000円とするものでございます。

歳出補正の概要でございますが、総務費はもみじヶ丘・杜の丘地区における調査等経費と米軍実弾射撃訓練対策経費、民生費はもみじヶ丘保育所増築工事費、衛生費は麻疹・風疹混合ワクチンの助成費、農林水産業費につきましては東日本大震災農業生産対策事業によるライスセンター建設事業補助金、教育費は県の委託事業でありますスクールソーシャルワーカー活用事業の追加計上と、学力向上を目的とする学び支援コーディネーター等配置事業の措置でございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、財源といたしましては、国庫支出金4,521万5,000円、県支出金2,806万8,000円、繰越金5,718万5,000円等で措置いたすものでございます。

議案第65号の宮床財産区特別会計補正予算につきましては、防災備蓄倉庫設置助成

補助金3地区分の財源といたしまして一般会計繰り出しを措置するもの。

議案第66号の落合財産区特別会計補正予算は、地区集会施設トイレ改修助成財源として一般会計繰り出しを措置するもの。

議案第67号下水道事業特別会計補正予算は、旧公営企業金融公庫資金の保証金免除繰上償還費を措置するものでございます。

なお、今会期中に人事案件を追加させていただき予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げて挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第4「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

早速、一般質問に入らせていただきます。

まず1件目ですけれども、早期の目標設定で学力向上を図れ。

3月定例会で教育長の学力向上の取り組みに賛同し、さらに踏み込んで提案いたします。

高校入試の際、3年生の2学期の成績に合わせた進路指導が実情のようだが、早期に目標を定め準備させるべきと考えています。そのとき、現状の成績より2ないし3ランク上の目標を定めることを指導すべきと考えます。

2、中学生でははっきりした夢・目標設定は困難だが、努力すれば、将来、どんな夢でもかなえることができることを指導すべきと考えております。

以上、2件、教育長の考えを伺います。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、千坂議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまの議員のご提案は大切なことと考えております。

ご存じのとおり、昨年度から新しい高校入試制度がスタートしました。この制度では、前期日程において1・2年生と3年生の12月までの成績を選考の対象とする高等学校が出てきております。このことから、進路指導は3年生からではなく、1年生から計画的に実施していかなければならないということが言えます。

そこで、町内の中学校においては、各学年での計画的な進路指導を行う体制を整えているところであります。その過程で、目標の設定も大切となります。現状に満足することなく、よりよい方向、目標を設定することも日々の努力の励みになると思います。もちろん高校入試は最終の目標ではなく、自分自身の目標に向かうための通過点だと考えます。生徒一人一人の将来の夢・目標を大切に考えながら、その子に合ったきめ細かい進路指導が早目早目に行われるよう、学校への指導助言を行っていきたいと考えております。

続きまして、将来の夢・目標設定についてお答えいたします。

議員の話されますはっきりした夢・目標設定は困難だが、努力すれば、将来、どんな夢でもかなえることができるという考え方は大事なことだと考えております。自分の夢に向かいひたむきに努力する姿には感動すら覚えます。

宮城県では、学校教育の重点の一つに、みやぎの志教育の推進を挙げ、小・中・高等学校において、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、自分の果たすべき役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に探求することを促す教育を進めております。中学校においては、みずからの生き方や将来に対する夢を育み、志へと高めながら、適切な進路選択や決定につなげていく必要があります。

本町においても、各学校の教育計画に志教育全体計画を設定し、志教育担当教諭を置いております。この教員を中心に、どのような場面でどのような教育を行えば生徒一人一人に将来に対する夢を持たせ、志へと高めていけるかを検討し、実績しているところがございます。このような取り組みを積み重ねることで、大和町の子供たちがご指摘いただいた夢をかなえる努力をしていくことの大切さをしっかりと考えること

ができるようにしていきたいと考えております。

夢は一朝一夕にかなうものではありませんので、根気強く心を込め生徒に接するよう努力していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私がこの質問の中で、現状に甘んじることなく2とか3ランク上の目標を持たせるべきだということは、あくまでも学習能力を高めることだけが目的じゃなくて、そこに到達するまでの努力を学ばせるということが一番大きい目的だと思って提案させていただきました。だから、特に学習だけじゃなくてスポーツまたは文芸とか文化とか、そういったものの努力もあればそれでいいかと思います。ただし、中学生段階ではつきりした夢を持たせることはなかなか大変だと思います。

有名人の方、例えばノーベル医学・生理学賞を受賞した山中伸弥教授が座右の銘としているのが「vision and work hard」、これは確かな目標を明確にして一生懸命努力するということらしいんですけども、やはり明確な目標がある人間とそうじゃない人間との努力の仕方が違うんじゃないかということで私は提案させていただきました。やはりこういったことを教師が教える場面においても、その教師がどのぐらい一生懸命さがあるかによって生徒はよく見ていると思います。ただ口先だけの頑張ればいいのか何とか言っても、その教師本人が頑張っている姿を生徒が受けとめないとなかなか伝わるものがないと思いますね。ですから、例えば有名人の言葉がなぜそんなに響くかということ、やはり有名になった方というのはそれなりの成功者、努力された成功者でもあるということで心に打たれるものがあると思うんです。ですから、学校教育というのは学校だけじゃなくて、よく家庭、地域も含めて教育だというふうに言っていますので、身近な大人、私も含めてですけども、子供たちに目標になるような大人であればいいんじゃないかという考えで提案させていただきました。

夢というのは追えばかなえるものというふうに言いましたけれども、なかなか一つの夢をかなえてしまうと次の夢とか生まれてきますので、達成感を味わうのはどの場面かというのは難しいんですけども、やはり生きていく上では高い目標を持ってポジティブに生きたほうが楽しいんじゃないかという判断で、早い時期にそういった習慣を身につけてほしいなということで私提案させていただきましたので、教育長の考

えどおり進めば、大和町の子供たちも大きな夢を持って実現する子供たちになると思いますので、この辺で1件目の一般質問を終わらせていただきます。

2件目の質問に入ります。

女性職員の職場環境は万全か。

男女共同参画事業が定着しつつあるが、女性職員を受け入れる環境は万全か。

1つ、セクハラ・ストーカー・つきまといの行為はあるのか。

1要旨切ったほうがよろしいんですか。

じゃ、2要旨目。上記の行為の相談、報告での窓口はあるのか。上記の相談、報告した職員の保護はどのように考えているのか。

優秀な女性職員が職場を去ることがないように、以上3点、町長の答弁を求めます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、男女共同参画社会を実現するために平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されまして、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、国や地方公共団体において各種の対策が実施されてきたことによりまして、男女共同参画の理念はかなり定着してきているものと感じております。

当町の職員採用につきましても、男女の性別に関係なく、宮城県町村会で実施しております統一試験による採用を行っておりまして、近年の女性職員の比率は高くなってきているところでございます。

平成25年4月1日現在の当町の一般職員は合計で188名、うち男性職員が117名、女性職員が71名でございまして、比率は男性が62%、女性が38%と、女性職員は約4割弱という状況でございます。

ご質問のセクハラ・ストーカー・つきまといの行為の報告はあるのかということでございますが、現在のところそのような報告は受けておりません。もしそのような報告があった場合は懲戒処分の対象となりますので、調査を行い、毅然とした対応をしなければならぬと考えております。

次に、上記の行為の相談報告ができる窓口があるのかということでございますが、各課の課長等に相談をしてもらうことを基本といたしまして、また人事評価におけま

す課長と職員の個人面談などによる相談体制をとっております。そこから総務課長、副町長、そして私、町長へと協議していく体制をとっております。また、直接、町長や副町長などへメール等で相談できる体制も整えております。

次に、このような相談、報告をした職員の保護ということですが、どのよう
に考えているのかということですが、職員からの相談があった場合には秘密厳守を第
一として適切に対応いたします。また、そのような事例を発見した場合には事実確認
を行い、本人に危害が及ぶおそれがある場合には警察署と連絡をとり、本人の安全確
保を図ってまいります。

これから職員の大量退職を控えておりまして、女性職員の比率が少しずつ高くなっ
てくるものと予想しておりますが、女性職員に限らず職員が働きやすい職場環境を整
備することは、町民の皆様へのサービス提供にもプラスの方向に働きますので、今後
とも職員が働きやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと、このように考えており
ます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁の中に、そのような報告はないということなんですけれども、
職員の報告を受ける体制があるのか、またはメール等を受け付けているのか、そうい
ったものを周知徹底はできておるんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

セクハラ・ストーカーの場合ということに限らず、何かそういった問題・課題があ
った場合には課の上司にまず相談をするということ、これが基本というふうに思っ
ておりますし、そういった形でやってきております。それから、私どもの直接のメール
とかそういったものについても実際来ておりますので、いろいろな案件ですね、で
すから職員は知っているといいますか、徹底されているというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

大変言いづらいことなんですけれども、こういったセクハラ・ストーカー・つきまといの行為に対して相談があった場合、課長にそういった知識とかそういったものはございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

専門的な知識、プロではございませんので、そういった最高のものは持っていないかと思えます。ただ、そういった相談があった場合、課長等も自分で対処できなければ、そのとおり総務課長、または我々、そういった形の情報を持っていますので、我々もそういったものが来れば、当然秘密を厳守した中で専門の方にいろいろお話を聞くとかそういったこともやれますので、そういった体制はとれているというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

こういったセクハラ・ストーカー・つきまとい、職員同士ということ考えた場合、やはり職員の立場、どちらが上かとか下かで結果が左右されることの有無があるのかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

結果の有無がということの意味がわかりませんが、職務の上位・下位という

意味でしょうか。そういったことには関係なく、当然そういったものがあつた場合に、両方の意見を聞きながらきちつと処理しなければいけないということでございますので、そういった差はありません。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

ここの中で私が危惧していることが2点あります。相談してきた場合、仲間同士の案件ですから正当な判断ができづらくなるので、外部の人間を入れた委員会とか相談のシステムがあればなおいいんじゃないかと思うことと、それとやはりこういった特殊な問題、ただ単にその場の人間の感情とかそういったもので処理できないものですから、専門知識をつけておくべきじゃないかと思ひます。そうじゃなければ、男女共同参画事業を推進していますということにはならないと思ひますけれども、いかがなものでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず一つ、仲間同士の場合に判断が難しくなるということ。それはその案件についてどちらが正しいかという判断をする場合ということだというふうに思ひますけれども、そういったことについてはいろいろ事例があるわけですが、セクハラだけではなくてですね。ただ、正当とそれが評価されるのか、それともよくないことなのか、そういったことにつきましては、仲間意識とかそういうのをなしにして完全に考えるべきだというふうに思ひております。

また、参考としていろいろな方の意見を聞くということはあると思ひますが、その件につきましては守秘義務とかもある中ですから、参考の意見としてそういった聞き方は当然やって、当然といひますか、そういうことも必要であればやっていくと。例えば弁護士さんとかですね、そういった方。町でも弁護士をお願いしておりますので、そういった案件があつた場合には、そういった案件に限らずですが、弁護士を必要とした場合には相談をしながらやっているということでございます。

専門的な知識ということでございますけれども、セクハラというものについてだけではないというふうに思います。セクハラは比較的そういった人間としての判断でわかるわけですが、そのほかにもストーカー・つきまといというのは何でそういうのがあるのか。これは職員同士だけではなくてもいろいろなケースがあるわけですね。そういったこともありますので、そういった行為があった場合には危険も伴うということもあれば警察に相談するとか、当然そういったことはやっていかなければいけないというふうに思っておりますし、安全ということはしっかり守らなければいけないですし、そのための秘密厳守ということもしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

専門的な知識というのは、先ほど申しましたけれども、弁護士さんとかまたはもう少し警察の範囲になれば警察に相談するとか、そういったことはやるべきときにはやっていかなければいけないと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

やはりこういったものが起きた場合、相談できる窓口がどこかと考えるよりも、早急に、「ああ、ここなんだな」というものがあるとないとは問題の解決のスピーディーさというのが違ってくると思います。

また、不幸にも訴訟になって、町が訴えられて負けた場合、ふだんからこういったものを周知徹底して相談窓口、または体制ができていっているものがあるというのと、あったらそういったものをいろいろな方に意見を聞きながら対応するというのでは、町がそういった危険をどのくらい認識していたということに対しての賠償責任があるかないか問われた場合、大きく違ってくると思うんです。ですから、こういったものを用意してでも出る可能性は当然ありますが、やはり最悪の場合を考えた対応が必要であると私は今でも思っていますが、町長は私が思う外部者を入れた上での第三者委員会みたいなものを設ける考えはお持ちじゃないかお尋ねします。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

窓口についてということでございますけれども、窓口は先ほど申しましたように基本的に課の上司、そういったルートといたしますか、決まりといたしますか、一つの考え方、町としてそうやってやっております。

また、専門的なことにつきましては、先ほども申しましたけれども、町のほうでも弁護士を今委託といたしますか、契約しております。それは契約案件とかそういうものではなくても全て受けてもらうようになっております。ですから、何かあった場合は、法律のプロとなれば専門のそっちにお願いをすることによって今もやっております。

また、外部という話になりますとどういった形があるのか、私、今はまだそういう考えはございませんけれども、今の体制の中で十分対応できているというふうに思っております。外部となりますと、こういったものにつきましてはまたいろいろとプライバシーの問題とかそういった難しさがございますか、ありますし、案件によってケース・バイ・ケースでいろいろなケースがあると思いますので、外部委員会ということについては今のところは考えておりません。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

町長が言われる、何かあったとき相談してくれやとかなんとかというのは、日常的な会話で何かあったときというのは、何かというのは、この課長なら大丈夫かという、何度も言って申しわけないんですけれども、課長さんたち全員、全ての知識を持ち合わせているとは限りませんので、やはりそういった専門職に合わせたようなものというのも今後管理職になった方の研修の中で学んでいけば、町長の言った体制でもいいんじゃないかなと思いますけれども、そういった研修も用意する気持ちもないんですよ。答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ないなどと言っておりません。私は外部委員会をやるつもりはないと申し上げ

げております。ただ、みんなが勉強する、研修するということは、そういった機会があればそういったことの勉強は我々みんなが、職員全員が必要だというふうに思っておりますし、そういったことは研修の中でいろいろ勉強する機会は持てれば持ったほうがいいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
そうですね。じゃ必ず持つような体制でやっていただきたいと思います。
3 件目、入ります。

生活保護受給者への指導はということで、昨今、兵庫県の小野市で生活保護受給者のパチンコや遊行費を禁止する条例が制定されましたけれども、本町の対象者に対する指導の状況を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
2 番目のご質問にお答えする前に、必ず持つということでございますけれども、それを確約ということではございませんで、必要なものはやっていきたいと思っておりますし、それがいつやるかとか、そういったものは今確約したものではないということですから、そこをご理解ください。でないと、約束したとなるとまたあれなんです、私やりますとは言っていないので、必要なことはやっていきたいということでございますので、それがどの順番で来るかとかそういったことはまた別な問題ということでご理解をいただきます。

それでは、答えます。

生活保護者への指導ということでございますけれども、生活保護費の不正受給に対する批判、これが全国的に高まっている中でございまして、福祉給付制度における偽り、その他不正な手段による給付及び給付金の不適切な費消等を地域社会全体として連携して防止し、制度運用のさらなる適正化を推進するため、兵庫県小野市で福祉給付制度適正化条例が制定されております。生活保護法では、困窮の程度に応じまして

必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としているところでございます。

大和町におけます生活保護開始決定等の実施機関につきましては、宮城県仙台保健福祉事務所となりますが、町ではその補助機関として、要保護者の発見、被保護者の変動状況の報告、要保護者に関する調査等を行っているところでございます。

被保護者への指導につきましては、生活の維持、安定、向上を図ることができなくなるような事態を招かぬよう、仙台保健福祉事務所と連携をしまして定期的な家庭訪問を通じて、また現金支給者には保護費支給日に不適切な費消等に関し聴取を行うとともに、法の趣旨・目的の説明を行っているところでございます。

引き続き実施機関の仙台保健福祉事務所と連携を密にしまして、自立支援に向けた指導助言を行ってまいりたいと、このように考えます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私も、必要な方には本当に必要な制度だとは思っているんですけども、やはり世間一般での平等性確保のために、あの家庭は例えば保険もかけてなくて、年金ですね、我々は保険をかけて、わずかながらの年金をもらっているために生活保護を受けることができないと。片や生活保護のほうが大きいという案件が出ているための質問ですが、生活保護を受けている方の中にはまだ若くて仕事もできるような状況の方がいらっしゃいます。ただし、仕事を見つけるに当たって、仕事をしていない期間がすごく長くなってしまうと、会社のイメージというものが悪くなったためになかなか面接に行っても難しいところが出てくるので、やはりそういった方に町でキャリアを積みさせるために何か町で発生した仕事をあっせんするとか、そういった考えでバックアップしていくような考えとかは持ち合わせていないでしょうか。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

これは生活保護者の方というより仕事のない方という形になるのかというふうに思

っております。保護者の方ももちろんそういう対象になると思いますけれども、仕事のない方がおいでだということ。そういうことで、町でということですが、町では今現在はやっておりません。国とかそういった形で、今、被災の関係もございまして、研修といたしますか、そういったことをやっておりますので、そういったものを紹介するとか、そういった体制で今はやっておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
例えば今、シルバー人材センターに委託している仕事の中の軽作業、いろいろなものがありますけれども、そういったものをできる方をお願いするということは法的には可能なのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
シルバー人材センターは、ご承知のとおり一定の年齢の方が登録をして、そしてセンターに登録をした中で人材センターで仕事をあっせんするといえますか、紹介する形になっております。人材センターに登録していただければ、それは当然できるところでございますけれども、シルバー人材センターで受けた仕事を若い方といえますか、そういった方にやるということにすると、シルバー人材センターの本来の意義とはちょっと違った形になるのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
私の質問も悪かったと思いますけれども、シルバー人材センターに全てを出すんじゃなくて、一部をそういった方を対象に、一部の方に仕事をしていただくんだったらこういったものがありますというものが法的に可能かをお尋ねしたんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

法的にといいますか、要するにそういった方に仕事をお願いするということになるというふうに思います。ただ、町のほうでは、お願いする場合には一応登録してとかそういったことが出てきますので、一概に、この仕事があるからあの人に、この人ということとはなかなか難しいという、公の立場としてですね、公平性の問題から、そういうことになるというふうに思います。

あと、それから、シルバー人材センターに仕事を委託した場合、シルバー人材センターではその仕事に対して、どのぐらいの人がどういった技量を持って、そしてどういった体制でやるという計画をつくりながらお客さんのところに行ってもらう形になっております。したがって、シルバー人材センターの仕事をそういう方に限らずやったからといって、シルバー人材センターと同じような体制で仕事に取り組めるのかどうか、そういった実際仕事をやるに当たっての課題は出てくるのではないかとこのように思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

大変わかりました。

それでは、やはり何度も申すように、世間一般の平等性という観点から生活保護の受給者に対しては今後とも徹底した指導をお願いして、私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午前11時16分 休 憩

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1 件目は、風疹ワクチン接種に助成をし、感染予防に取り組んではどうかという質問であります。

風疹は、3 日ほどで治るので三日はしかとも言われ、一度感染した人は免疫ができて二度とかからないと言われております。

昨年の春先から、都市圏を中心に徐々に風疹が拡大しており、風疹の患者のおよそ 90%が成人で、男性は20代から40代、女性は20代が多いということであります。

風疹ワクチンは昭和53年から任意接種が開始され、同年8月から予防接種法に基づき女子中学生だけを対象に定期予防接種が始まりました。当時は、先天性風疹症候群の発生を防ぐことを目的に中学生の女子のみを対象に予防接種が行われたため、現在30代後半以上の男性は定期予防接種の機会がありませんでした。

また、平成7年からは幼児の男女が接種対象になりましたが、現在の20代後半から30代前半の男性の接種率は低く、これらのことから風疹患者の多くが20代から40代の男性となっていると考えられております。

問題なのは、風疹患者が妊婦の近くにいると、妊婦が予防接種を受けていても胎児が感染してしまうということでもあります。胎児が感染すると、心臓病、難聴、白内障などの先天性風疹症候群という病気を持つ障害児が生まれるリスクが高く、感染予防には予防接種を受けるしかありません。しかし、接種費用は1万円前後と高額であります。

そこで、妊娠希望者や妊婦の夫などを対象に予防接種費の費用を助成し、感染予防に取り組むべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの議員のご質問でございます。風疹ワクチン接種に助成をというところでございます。

宮城県におきましても風疹患者が増加してきておりまして、特に妊娠初期の女性が風疹に感染した場合、議員お話しのとおりでございますが、ウイルスの体内感染によって先天異常を起こす感染症である先天性風疹症候群の発生が懸念されております。

このため、本町においても先天性風疹症候群の発生予防、妊婦・胎児を守る観点より、予防接種に係ります費用の一部を助成する準備をいたしております。

対象といたしましては、大和町に住民登録があつて、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに接種された方のうち次のいずれかに該当する方で、19歳から49歳の女性で、妊娠を予定または希望している女性とその配偶者の方、また妊娠をしている女性の配偶者としております。

助成金額につきましては、1万円を上限といたしまして、医療機関での個別接種とし、7月1日より実施したいと考えております。また、それ以前、4月以降6月30日まで接種されている方につきましては、償還払いによる対応をさせていただきたいと思っております。

今回の風疹予防接種に係る費用の一部を助成するに当たりまして、今議会におきまして所要の予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ただいまの町長の答弁で、風疹予防に対する一部助成が準備されているということで安心いたしました。

現在、50代以上の人、私たちの年代にもなりますが、そのころは予防接種法がありませんでした。ですから、私たちは自然感染し免疫ができたと思っております。その後、予防接種法が何度も改正され、平成2年以前に生まれた人は子供のころに1回の接種、平成13年に予防接種法の一部がまた改正され、平成15年の9月まで、現在の25歳から33歳までの男女全員が経過措置として予防接種の対象になりましたが、このころは広報活動が十分でなかったために予防接種率は低かったとの厚生労働省の調査結

果が出ております。

そこで、予防接種の対象者についてお伺いいたします。

答弁では、19歳から49歳の妊娠を予定または希望している女性とその配偶者、またそれと妊娠をしている女性の配偶者ということでありまして、この対象につきましては、予防接種助成を実施する自治体ではほとんど本町と同じ対象者となっております。

それで、私もこの年齢の対象で感染は防げるのかなと思っていろいろ調べているうちにいろいろ疑問な点が出てまいりました。それは妊婦、妊娠を希望している方々と配偶者だけで感染予防は十分なのかなということです。今現在、感染拡大している年代といいますと20代から40代の男性が最も多くなっておりまして、この年代は予防接種を1回または接種を受けていない人が多い年代でありまして、1回だけですともう当然免疫力が低下しておりまして、接種を受けていない方はもちろん、自然感染した人を除いてはほとんど免疫は持っておりません。ですから、20代から40代も予防接種の対象に入れないと、感染予防は十分にはできないんじゃないかと思うんですけども、20代から40代までの男性の方をさらに対象に入れるということの考えについて、町長はどのようにお思いになるでしょうか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問でございますが、要するに接種していない人、ほかのを全然やっていない人はどうなるんだというご質問かというふうに思います。

これまでも風疹につきましては、議員お話しのとおりいろいろな経緯があってばらばらの対応といいますか、この間までには高校生、1年、3年くらいにまた案内が来たりとか、そういった中でやっているところがございます。そういった中で一番少ないといいますか、今回そういった年代の方について大流行しているものですから、風疹の予防接種の助成をと。これは大和町のみならず、どこでも今考えておるところだというふうに思っておりますが、そういった状況になっております。

今後、そういった形のものについては町単独ということではなくて、ほかの動きといいますか、国の考え方とかそういったものもある程度出てくるような感じもしますので、そういった動向も見ていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

人の把握というのが非常に今、難しい状況になっておりますので、接種の段階がばらばらになっていきますから、その把握の方法もいろいろあると思いますので、今後につきましては、国の考え方とかそういったことも考慮しながら進めていかなければいけない。国全体で考えていかなければいけない課題かというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

接種から外れて免疫のない方々というのは、やはり町単独でというのなかなか大変なところもあると思うんですけども、接種から外れた方々には町としてももう少し注意を払って取り組むというか、見ていただければいいなと思っております。

それで、20代から40代の男性といいますと、結構幅が広がってまいりますので、先ほど町長の答弁でありましたように、国とかそれからいろいろな自治体の動向を見きわめながらということでしたが、私が今言いたいのは、20代から30代の免疫のない方は当然なんですけれども、もし家族の中に20代から40代の年代で同居している方がいたときは、妊婦にも感染してくるということはずごく大きな問題になってくると思うんですけども、そういうことに対しても町としては単独で取り組むじゃなくて、また国とかほかの自治体の動向を見るというふうな考えで町長はおられるんでしょうか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の補助につきましては、先ほど申し上げました範囲の中でということと考えております。今、議員お話しのとおり同居家族の中にとということも全くないとは言いきれないというふうに思いますが、なかなかその辺になってくると把握の難しさとか出てくるところでございます。そういったことで、今回につきましては、先ほど申し上げました範囲の中での接種というふうに考えます。

予防接種とかそういったものにつきましては、地方自治体それぞれでやるものではなくて、大きなくくりといいますか、国とかそういったところでやるのが本来の姿だ

というふうに思っております。今回かなり大きな形での動きが出てまいりましたので、各県とかですね、そういった考え方、国のほうでもどういふふうに変わってくるのかわかりませんが、そういった動きがあるということは事実として認めているといふふうに思いますので、予防接種に対する考え方については、町でも考えなければいけないところはもちろんあるわけですが、大きなくくりの中で、国なりそういったレベルで考えていくのが本来の姿といふふうに思うところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、続いて対象者への周知方法、接種期間、25年4月1日から26年3月31日までの接種ということですが、接種方法の周知徹底はどのような方法で行うのかお伺いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的な考え方としましては、パンフレットとかそういったことがございますけれども、その周知の方法につきましては担当課長のほうからご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

ただいまの議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

周知の方法の徹底ですが、町の広報紙、7月号の広報及びホームページでの周知の方法を考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

ただいま7月号の町の広報、それからホームページ、パンフレット等々で周知徹底を図るということですが、町の広報、それからパンフレットとかは、何事でもそうですけれども、活字だけで周知するというのはなかなか難しいと思うんです。やはり耳から入る周知方法というのが一番覚えているし、記憶にあると思うんですけれども、その中で町の広報、それからパンフレット、ホームページもいいんですが、そのほかに地域の区長さん、それから保健推進の方々の協力をいただきながら、言葉で勧めることも周知方法の一つではないかと思うんですけれども、この進め方について、町長、どのようにお考えですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今の議員のご質問ですが、町ではそういったPRの方法としてありますが、確かにそういった形で、本当は対象者が絞れば一番いいのですが、なかなか今回の場合は対象が絞れるという状況でもございません。そういったところですので、まず多くの方々に知ってもらうということで、パンフレット、広報、そういうことですが、保健推進員さんとか区長さんをお願いして機会あるごとにお話ししてもらうということは大変結構なことだと思いますので、そういったこともあわせてPRといいますか、そういった補助制度についてお知らせすることを工夫してみたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

ぜひ、きめ細かな周知徹底を図りまして、多くの対象者に予防接種を受けていただき、感染予防と先天性風疹症候群の発生予防に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、1件目終わりました、2件目の質問に入ります。

2件目の質問につきましては、児童・生徒の虫歯の予防の取り組みについて、教育

長に質問を行います。

生涯にわたり歯や口の健康を保つことは、食生活を楽しむこと、会話を楽しむこと、豊かな表情を保つことなど、生活の質を向上させます。また、自分の歯でよくかんで食べることは、肥満や糖尿病予防に効果があるなど、全身へ影響することもわかっており、自分の歯を残すことの重要性が高まってきております。

本町で取り組んでいる健康たいわ21、8020事業ですが、80歳でご自分の歯が20本ある人、24年度は4人の方が表彰を受けられました。健康な歯を保つためには、大人になってから急に取り組んでも無理なことで、小さいときからの取り組みが大事であると考えます。

子供の虫歯は減少していると言われておりますが、依然として学校健診で多いのが虫歯であります。子供の虫歯で、乳歯は生えかわるからといって虫歯を放置しておくとう永久歯の歯並びが悪くなったり、歯の痛みで物をよくかめないために顎の発達が不十分になるなど、永久歯に影響が出てくる場合も少なくありません。そのほかにも歯の痛みがストレスになったり、痛みで勉強に集中できなくなったりなど、学校生活にも支障が出てきます。歯磨きなどは家庭での生活習慣として家庭でやるのが最も大事なことでありますが、学校で虫歯予防のための生活環境をつくることは子供たちの健康増進の一環として大事なことであると考えます。本校児童生徒の虫歯の罹患状況と虫歯予防のための取り組みについて教育長に伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。

健康的な生活を送る上で、ややもすると見過ごされてしまうという歯の健康があります。私たちも痛みが伴わない段階ではなかなか通院しないという現状があるかと思えます。しかし放っておくと大変なことにもなる虫歯でございます。

それでは、お尋ねありました虫歯の罹患状況についてお答えしたいと思います。

平成24年度の健診で虫歯が見つかった小学校の児童数は町内7校で、7校と申しますのは分校も入れて7校でございます、612名おり、全体の39%、中学校の生徒数は2校で337名おり、全体の46%となっております。また、1人当たりの虫歯の本数は平均3.5本となっております。また、学校から通知を受けて治療を行ったのは、児童

が380名、生徒が166名と罹患児童・生徒の半数にとどまっております。

続きまして、虫歯予防の取り組みについてお答えいたします。

各小学校において毎年、学級活動の時間を中心に虫歯の仕組み、正しい歯磨きによる予防などについて指導を行っております。また、小学校5校では給食後に歯磨き指導を行っております。各学校において継続的に指導を行っておりますが、歯磨きが習慣化していない児童生徒がいるのが現状です。

委員会としては、家庭での虫歯策も重要であると考え、各学校での虫歯予防の一層の充実を図るとともに、各家庭への虫歯予防への啓発を行ってまいりたいと考えております。そして家庭での朝夕の歯磨きの習慣化を図るとともに、罹患してしまったときには軽度のうちに治療を行うことが大事であるということについてもあわせて啓発してまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ただいま罹患状況、それから治療の状況をご答弁いただきました。その中で治療を行ったのは罹患児童数の半数にとどまっているということではありますが、この半数というのは何となくわかるような気がします。なぜかといいますと、小学生でもやはりスポーツ少年団、それから個人個人の習い事が多い状況であります。それから中学生におきましても、部活動で治療に行きたくてもなかなか行く時間がないなどで治療が進まないのかなと思っております。ぜひこれにつきましても、ひどくならないうちに治療を行えるようなさらなるご指導をお願いしたいと思います。

そこで、歯磨きしているのは分校をまぜて5校ということなんですが、歯磨きをしている学校、どの小学校なのか。それから歯磨きを実施していない学校をお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、歯磨きを行っている5校、分校を含めますけれども、小規模校と言われる学校については歯磨き指導を行っておる現状がございます。それから、大きい学校2校については、人数の関係がございまして、歯磨き指導といたしますか、まずは1校についてはぶくぶくうがいを励行するということで、昼休みに大きな学校であっても、歯磨きはできないけれども、ぶくぶくうがいをやっております。もう1校につきましては、歯科医から、昼が大変であれば朝にしっかりと磨くように指導すれば大丈夫だと指導がありまして、それを保護者と一緒に努力を続けているというふうな報告を受けております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

歯の健康につきましては、それぞれの学校の独自性を生かした中で取り組んでいるということをお伺いいたしました。

その中で、これは毎年、教育目標達成のために学校ごとに努力目標を掲げて取り組んでおるわけでございますけれども、その中で鶴巣小学校、鶴巣小学校は健康指導の充実の中で虫歯予防に取り組んでおります。内容はどうかといいますと、これは父兄、学校、それから歯科校医との連携で、給食後に歯磨きの後、フッ素化うがいを実施しております。このフッ素化うがいなんです、保護者負担で行っている、自分でやっているわけでありまして、フッ素うがいの費用は、フッ素液と専用コップなど必要なものを含めまして年間300円程度の保護者負担ということを知っております。

そんな中で、歯磨きをしている小学校、吉岡と小野小学校は除いて、宮床小学校、吉田、鶴巣、落合小学校、難波分校の資料はないんですけれども、この4校を見ますと、宮床小学校の虫歯と診断された罹患生徒は72.8%、吉田小学校は58.2%、落合小学校は50%、そしてフッ素化うがいに取り組んでいる鶴巣小学校は37.5%。そしてこれを見ますと、やはり給食後に歯磨きして、そしてフッ素うがいは週に1回だそうなんです。でも、それでもフッ素うがいの効果は大分、罹患状況を見ますとフッ素うがいの効果は出ているのかなと思っております。

給食後に歯磨き、それからフッ素うがいをした虫歯予防と抑制に効果があるとして歯磨き後にフッ素うがいをする学校がふえてきておるようです。児童生徒の健康指導の取り組みとして全校で、歯磨きはそれぞれの学校でも取り組んでおるわけですね。

ども、フッ素うがいについて教育長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今、お話があったとおり、鶴巣小学校ではフッ素塗布を含めてのフッ素での虫歯予防を継続的に行っていると聞いております。ただ、その過程で、やはり専門医の中でもフッ素化は正しいという意見と、またそうでないという声もあるやに聞いております。その声が保護者のほうの意識につながりまして、やはり現時点でも鶴巣の場合は希望者においてというふうな形で行っているような状況があるんですね。ですから、少し慎重に我々も研究しなければいけないんだろうなというふうに現在考えております。

ただ、先ほど議員さんが話されたデータなんですけれども、大きな学校で朝一度だけ一生懸命磨いている非常に罹患率が低い学校があるんですね。ですから、誰でも取り組めるような、そんな形での虫歯予防策、特に学校もですけれども、家庭にも十分お願いするということが大事かなというふうな気持ちでおります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

フッ素うがいについては賛否両論あるのは私も存じております。その中で鶴巣小学校は、希望者という中でも何年も続けていて、今までも何も事件・事故もなかったわけですから、ぜひフッ素うがいについても、これは保護者の理解がなければ当然できないことでもありますので、やはり鶴巣の事例なども説明しながら、理解をいただけるような方向で進めていただければと思います。

それと、虫歯治療はもちろんですけれども、なぜ虫歯になるのか、なぜ治療が必要なのか、どうしたら予防できるのか、そういうことも学校の中で虫歯と体の因果関係を教えていただきながら進めていただきたいと思います。教育長の答弁

で、学級活動の中で指導しているということでもありますので、引き続き菌の大切さの指導を今後ともいただくことを願って2件目の質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の質問になります。

最後の質問は、公園トイレの整備についてであります。

南川ダムは大和町の観光スポットとして地場産品の直売所や周辺散策、芋煮会などなど、季節ごとに多くの方が南川ダム周辺に訪れ、年間約25万人前後の集客数があります。ことしも南川ダム湖畔公園花まつりが開催されましたが、当日は約3,200人ほどの来場者でにぎわったと、人数的に、聞いております。訪れの年齢層も幅広く、赤ちゃん連れから障害を持つ方の来場も多くなってきております。

しかし、不便なのはトイレであります。現在のトイレはほとんどが狭く、段差があり、車椅子の人は利用できない状況にあります。安心して多くの方に来ていただくためには何といたってもトイレの環境整備が必要であると考えますので、公園トイレの管理状況とトイレの整備について、町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁は午後にしたいと思います。

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、先ほど午前中ご質問になりました公園のトイレ管理の状況と整備についてでございます。

公園トイレの管理につきましては、大和町地域振興公社に委託をしております、1日置きに清掃していただき、皆さんに気持ちよくご利用いただけるよう努めておるところでございます。

トイレの整備状況ですけれども、現在、障害者用トイレのあるところは宮床ダムのあさひな湖畔公園内のトイレに2カ所、南川ダムの立輪水辺公園に1カ所、あとダム資料館に1カ所の4カ所に整備してあります。4カ所とも当然入り口はスロープになっておりまして、障害者の方の使用に支障はないものと思われまます。

ただ、ほかの公園につきましては障害者用のトイレがございませんので、こういったところにつきましては公園の利用状況等を把握しながら対応していきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

公園の利用状況を把握しながら対応していきたいということで、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、管理につきましては、大和町の地域振興公社に委託しているということで、掃除につきましては1日置きということなんですけれども、1日置きの掃除の曜日はどのようになっていますでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1日置きということでございまして、曜日につきましては担当課のほうからご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

ただいまの質問、1日置きの曜日ですが、ちょっとまだ把握、担当課長としてしておりませんでした。申しわけございません。一応1日置きというようなことで、状態は利用者の方にご不便をかけないように、きれいな体制で整えていただいているとこ

ろでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

1日置きの曜日なんですけれども、来場者は土日が大分多くて、平日もないわけじゃないんですけれども、土日がほとんどというか多く占めております。そんな中で、1日置きといっても土曜日、日曜日をトイレも結構利用するものですから、土日を中心に掃除していただかないと、結局、来たときにトイレが汚れている状態になっている場合があります。ですから、1日置きといっても月水金とか火木土じゃなくて、土曜日と日曜日をとにかく中心的に掃除するという考えのもとにトイレとか周辺、特にトイレの掃除はしていただければと思っておりますが、その点、担当課としては日程等々はまだわかっていないということなので、ぜひ土日を中心に清掃をやっていただければと思います。

それから、障害者用のトイレなんですけれども、ダム資料館に1カ所、それから立輪水辺公園に1カ所なんですけれども、このトイレはいいんですけれども、その周辺のトイレ、四十八滝運動公園、あそこのトイレは階段が3段になっております。そしてまた、奥に行って蛇石せせらぎ公園、あそこのトイレは通路が狭くて車椅子が通れない状況になっております。

そんな中で先日、南川ダム湖畔公園の花まつりの際に、四十八滝公園のトイレを使用するために車椅子の方が上がれないために、1人はついているんですけれども、どうしても1人だけでは車椅子が使えなくて、近くの人に車椅子を両方持っていただいて2人がかりで運動公園のトイレを使ったというお話をいただきまして、車椅子でも使用できるような何かできないものでしょうかねというご相談を受けてのこの質問であります。

そんな中で、段差のある公園トイレというのはほかの地区にもあると思います。町長は、障害者のトイレがないことから、利用状況を把握しながら対応していくということなんですけれども、とりあえず、必要に応じて簡単に取り外せるスロープ、それを設置していただければ、付き添い1人の方でもスロープを使ってトイレの使用はできるんじゃないかと思うんですけれども、この簡易スロープについて町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、曜日の件ですが、把握していなくて申しわけなかったです。

今、南川ダムは公社の直営、そのほかにつきましては地元の方に依頼ということで、基本的に1日置きということです。ただ、シーズン等もありますし、おっしゃるとおり土日ということもありますので、その辺につきましては臨機応変にといいますか、シーズンにはそういった対応するとか、そういった工夫をしていきたいというふうに思います。

それから、スロープでございませけれども、確かにスロープがあって使える場所だけではないというふうにも思いますので、スロープがあってそういうことが可能などころもあるのかどうか、そういったことも具体的に把握をしながら今後考えていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

車椅子の方でもまた来たいというような気持ちになるように、とりあえず簡易でよろしいのでスロープの設置、それからこれから新しく公園なんかをつくる機会も出てくるわけなんですけれども、やっぱりそういう場合には多目的トイレの設置をご検討いただくなどして進めていただければなと思います。

そのようなことを提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

2 番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは、通告書に従いまして3件9要旨、質問をさせていただきたいと思います。

まず、1件目でございますけれども、本町の総合運動公園、これは庁舎と並ぶ町の顔であるというふうに皆さんも考えていらっしゃると思います。総合運動公園内の総合体育館並びに県の施設になりますけれども、自転車競技場、あと陸上競技場、これは町民の方のみならず他市町村からの利用者が非常に多く、利用率も高いと言えらと思います。それと比較してみますと、グラウンドの利用率が非常に低いのではないかなというところを今回問題提起させていただきたいなと思っておりますけれども、これから多くの方にグラウンドをどれだけ利用していただけるのかという観点で3要旨の質問をさせていただきたいと思えます。

1件目が、現状想定しております競技、または利用方法は何かという点でございます。

次に、利用者増加、これは必要だというふうに執行部サイドもお考えなのかという点でございます。

3要旨目になりますけれども、グラウンドの利用者を増加させるための方策として今どのような点をお考えなのか、ご見解をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、まず、総合運動公園の利用状況でございますが、昨年度は総合体育館がバレーボールやバドミントン、卓球、ソフトテニス、あとトレーニング等も含めまして13種目で4万9,176名、テニスコートが7,216名、陸上競技場が1万2,251名、また、今、議員お話しになっているグラウンド、多目的広場につきましては、少年野球やソフトボール、グラウンドゴルフ等で9,670名、合計7万8,313名の方にご利用いただいております。

お尋ねの1要旨目、グラウンドで想定している競技、また利用方法でございますけれども、ここにつきましては多目的広場ということでございますが、そういった中で、先ほど申し上げました少年野球、ソフトボール等の利用を想定しているところであります。想定というか、利用いただいているということでございます。今現在、ソフトボールについては3面使用可能ということでございまして、基本的には午前9時から午後5時まで、大人の方は1名100円、子供の方は50円ご利用いただいております。しかし、多目的広場の利用の場合は、大会等の関係がございまして、ふだんの練習と

しての利用は少ない状況でございます。

次に、グラウンド利用者増加は必要かということでございますけれども、スポーツは人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有してきずなを深めることを可能にし、健康増進、青少年の健全育成、人格形成に効果が期待され、多くの方々に取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。グラウンドに限らず多くの方に利用してもらい、利用者の増加というのは期待しているところでございます。

また、3番目のグラウンドの利用増加の方策についてでございますけれども、現在のグラウンド状況につきましては、いつでも利用できるよう、使用できるような維持管理をしているところでございまして、今後も一層スポーツの振興に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

先ほど24年度の利用者状況をいただきまして、私のほうでも生涯学習課のほうから取り寄せた人数と同じような形でありますけれども、ここで申し上げたいところは、総合体育館が4万9,176人、これに対して総合運動公園が9,670人ということからいきますと、総合体育館に比べて言うと約2割の利用者の数であるという点と、あと整備が進んでおります陸上競技場が1万2,251人、これから比較しますと2割減の78%というところで、非常に陸上競技場、総合体育館ともある意味、利用目的、利用される競技が限定されているところもあって、それなりの整備をされているというところでこれだけの利用者があるのではないかなと思いますけれども、現状、多目的のよさもちろんあるかと思えます。グラウンドの機能自体が単純にスポーツを楽しむ場のみならず、災害等あった場合の防災の拠点になったりという意味でも必要かと思うんですけれども、先ほどのグラウンドの利用を考えられている少年野球、またはソフトボールというところで、先ほど「等」ということでお話をいただきましたが、ソフトボールといった場合に、これは年齢層、または男女別のご利用、どのように今お考えになっているのか。今どちらかという、我々もたまに使わせていただくわけですが、男性が使うにしてはちょっと小さ過ぎるといいますか、グラウンドの今の状況を見ますと、グラウンドの中の間には排水溝があったりして、安全性、安全面から見ると決して安全な施設とは言えない。それが一つ利用者がほかの施設に比べて低い点だ

とは思いますが、そもそも男性のソフトボール等の利用も想定をされているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

多目的広場のソフト利用した場合のという意味だというふうに思います。

済みません、男女の区別というのは特別考えてはないでやっているんだと思いますが、子供たちと大人の違いはあるんですが、ソフトボールに男女の違いがあるという認識が、済みません、私なかったものですから、そこを調べてみたいと思います。

ただ、最初にお話ししたとおり、あそこは多目的広場ということで基本的な考え方があるものですから、ですからある一定の固定した種目ではないということの目的と
いいですか、そういったものであります。

真ん中に暗渠があるということについては、工事の段階からあれがあるんだと思いますけれども、多分排水の問題とかそういったものを考えての暗渠、1本線になっているんですかね、ということだと思ってまして、あれについては何とかならないのかという話は前からあるわけですが、その結果、排水の問題とかどうなるのか、その辺についての設計当初の考え方とかそういったものをよく調べてみないと難しいのかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

現状の利用を想定している競技または利用方法というところは認識をさせていただきましたので、次の要旨に入らせていただくとしまして、まず、これからの議論を進めさせていただくに当たりまして、グラウンドの利用者増加というところ、利用者の健康増進という観点からも重要であるという話は執行部サイド、町長とも意見の共有はできたというふうに理解をしてのお話になりますけれども、今後の3要旨目のグラウンド利用者増加の方策はという点でありますけれども、頂戴しました答弁書によりますと、現状の維持管理に努めてまいるとというのが主なご回答であったというふうに

捉えております。

現状のままでいいのかという話の中で、私もこれまでの議会等のいろいろ、または町民の要望というところを調べさせていただいた中では、前改選期の平成23年12月12日付で、大和町スポーツ少年団連絡協議会の会長名におきまして議会に対して請願書をいただいたわけですが、残念ながら改選期ということもあって、24年3月31日をもって全議員の任期が終了したということもあって、審議未了で廃案という形になったかとは思いますが、この中にもグラウンドのことがもちろんございまして、多目的という話がありますけれども、現状やっぱりスポーツをやっている中で、先ほどの暗渠の高さの話もありましたけれども、実際に利用されている写真等を見ても、実際にプレーをしているグラウンドといわゆるデッドライン含めたプレー以外の場所との距離が余りに狭かったり、公式な試合にある意味使えないであるとか、あとはやっぱり子供たちですから、上がったフライ等を思い切っ取りに行きたいなと、とりに行ってスパイク履いて舗装されている道路で転んだりであるとか、あと先ほどソフトボールのプレーにおいて男女の差はあるんですかねというお話がありましたけれども、やっぱり打つ打球の速さ、飛距離等は違ってまして、現状の暗渠されている窪みになっているような部分、あの辺に男性だとノーバウンドで飛ばすんですね、女性はなかなかそこまで飛びませんが、そういう意味で、男性の利用客がちょっとした地元の大会等で利用された場合に、結果、段差で足をくじいてけがをした、またはけがのおそれがあるということで救急車を呼んだりというような、そういった事故も一部報告をされております。そういう意味で、現状維持のみならず、長期的な整備計画を立案してどういう形で使っていくのか、安全・安心に使っていただくのかという意味で計画立案が必要なのではないのかなと思います、いかがでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

グラウンドの維持管理ということについて、安全ということはもちろん一番大切だというふうに思っております。これまでもいろいろやってきたところがありますけれども、基本的には多目的広場であるということで、利用客がまず少ないということでございまして、専門の陸上競技場とかテニスコートとかそういったところについては、練習にもしょっちゅう使ってもらえるということがあります。多目的広場の

場合は、どちらかというとソフトボールとかグラウンドゴルフとかそういったケースがありますので、ふだん練習のときにはそれぞれの地域で練習場が比較的広場として確保されたりしている部分もあるんだというふうに思っております。ですから、そういった方が練習についてはそれぞれの地区でやっていて、大きな大会とかやる場合に1カ所に集まってやる場合に広場が使われるといいますが、そういった傾向もあるのではないかというふうに思っております。

そういった中で、あそこの手狭さといいますか、それにつきましては、確かに3つ入っておりますので、もともと2つだったんですが、大会をやるのに3つあったほうが非常にやりやすいということもありまして、震災の前に準備をしまして、震災があって自衛隊の方々がそこに駐留されたものですから、その後に整備したときに3面にした経緯がございます。そういったこともありますので、どうしても3面をとるがための狭さといいますか、もともとの面積が同じものですから、そういったこともあったのではないかというふうな思いはございます。

周りの土が削れているとかというお話につきましては、確かにそういったことも聞いておりますし、そういったお話もあるところでございまして、安全の対策はもちろんやっていかなければならないんですが、お話しの真ん中に暗渠のある部分とか、あそこ1メートルぐらい下がっていますので、あれを埋めた場合に、埋めて機能がするのかどうかということもあります。そういったこともありますので、維持管理という部分につきましては、もちろん安全を含めた中で維持管理ということで、そのままあればいいというものではもちろんないと思っておりますけれども、そういった部分の考え方も整理していかなければいけないというふうに思っております。

したがって、もちろん整備といいますか、そういった管理の仕方についても計画性を持ってやっていくということは必要だというふうに思っておりますが、あそこをどういった利用をするのかという、根本的にですね、広く使ったほうがいいのか、それともそういった大会に合わせたほうがいいのか。

あと、さっき私ちょっと言ったのが語弊あったかもしれませんが、もちろん男女違うと思うんですが、規則的に違うのかなということを申し上げたんですが、それが違うのか、ちょっとわからないと申し上げたところでございまして、そういったことがあった場合には、何歳以上はあそこは3面とったら無理ですよとか、そういったことも場合によっては考えなければならないかもしれない。どうしても面積全体が決まっているわけですから、大きくとるということは不可能ですね、あれ以上とることは。そうなりますと、そういった使い方もういろいろ考えていかなければいけない部分が出

るんだというふうに思っております。大会関係者の方には1カ所でやりたいという、そういった強い思いもあるわけでございますし、皆さんの意見を総合的にやって調整といたしますか、今後皆さんが一番安全に、しかも有効に便利に使える、そういった考え方はこれからも持っていかねばいけないと、そのように考えます。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

一部誤解があるかもわかりませんが、やっぱり3面とったことが問題ではなくて、どちらかというと使用されている皆さんのご意見をお伺いしますと余りにも平坦性がないといえますか、やっぱり段差が大きいというところを一番皆さん問題にされているようでございます。これは少年野球またはソフトボールの利用者のみならず、大和町の老人会の方々がグラウンドゴルフを楽しもうといった場合も、施設としては四十八滝の公園もあるかとは思いますが、他市町村の方を呼んだ大きな大会をやろうと思った場合に、やはり総合運動公園の駐車場の面積なりは非常に魅力的であってぜひ使いたいんだけど、なかなか地山を崩しただけのあのグラウンドの状態だと、何の競技をやるにもなかなかうまくいかないんだという声をよく耳にしております。

先ほど多目的グラウンドの利用者が少ないのではないかという話をさせていただきましたけれども、面積比でいけば低いのかもわかりませんが、絶対人数でいけば、年間、昨年9,670人を超える方が利用をされているわけですし、現状、照明もなければ夜間の利用はできない中、日中の利用者でこれだけの方がいるわけですし、近隣の市町村を見ますと、利府町にしろ加美町にしろ、夜間も使えるような照明設備を整えたグラウンドがあったり、本町でいけば、万が一水害等があった場合、また地震を考えた場合、防災面から考えても、非常に高台で安全な場所であって、唯一心配なのは山火事かもしれませんが、そういった意味で非常時の皆さんの避難場所になるようなことも想定される中、もちろん多くの方々が集まった場合に、夜、真っ暗で照明もない中で今度別な心配事が起こりかねませんから、そういった観点も踏まえて、健康増進並びに夜間も含めた安心な利用というところから中長期的な整備計画をぜひ立案いただいて、整備を進めるような方向で進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ああいった施設ですから、まず安全にということの管理ですね、そういったこともありますし、また先ほど申しました利用する方々に気持ちよく使ってもらうということもあります。そういった部分での整備はこれからもやっていかなければいけないと思っております。

防災の関係もお話しありましたが、防災につきましては、今、各地区に防災施設を準備しながらやっているところでございます。あの場所につきましては、警察署が規制した場合の場所とか、東北電力さんがあった場合に資材置き場とか、そういった形の協定といいますか、そういったことも組んでいるところでございますので、そういったことを総合的に勘案しなければいけないというふうに思っておりますが、防災というのはあそこに限らず、大和町全体の中での位置づけというか、そういったものは当然必要でございますので、全体を見た中で今後考えていくといいますか、そういったものを整備、あそこに限らずですけれども、全部整備していかなければいけないと、このように考えます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

災害時の総合運動公園のあり方、使用の仕方というところで今お話をいただきましたけれども、ぜひ単独の、もちろん我が町だけで使うのみならず、関係する企業さんであるとかも資材置き場に使われるようなお話もございましたけれども、なかなか単独の事業というところは整備をするのは難しいところだと思いますので、ぜひ整地においては自衛隊の方のご協力を例えばいただくですとか、あと照明設備の準備に当たっては電力さんのご協力を一部いただくなり、関係する団体・企業さんとの情報収集も進めていただきながら進めていただければと考えます。何か最後にございましたら、本件。特になければ。いいですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業さんの協力ということ、これは総合運動公園に限らない話なんですけれども、町として企業さんの協力とかそういった関係のものはやっていく必要があると、エリアとしてですね、そういったふうに考えております。

そういうことで、今後もあそこの総合運動公園につきましては、先ほども申しましたけれども、一概に平らにするとかという問題も、それがよろしいのかどうかということも含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。

グラウンドゴルフの方もいろいろそういったお話、私も聞いておりますけれども、グラウンドゴルフって平らなほうがいいのか、少しあったほうがいいのか、その辺もわからないところがありますけれども、そういった面では平ら過ぎてはおもしろくないということも出るかもわからないし、使い方によっていろいろなご意見がございますので、そういったご意見を参考にさせていただきながらいろいろな考えをしていきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは、1件目の質問を終えまして、2件目の質問に移らせていただきたいと思っております。

近年の健康志向によりまして、マラソンや登山が非常にブームになっております。さらに近年、両者の要素を持ち合わせましたトレールランニングと言われる新たなスポーツの知名度が上がっている状況かと思っております。これは単に健康志向というだけではなくて、改めてこの日本の自然のすばらしさというのが認識されているのも一つの要因ではないのかなというふうに思っております。

そういった背景から見まして、本町には七ツ森、船形山と美しい自然環境に恵まれております。さらには、仙台・多賀城・塩竈といった宮城県の大都市から車で30分ちょっとといった地理的に非常に恵まれた土地ではないかなと思っております。そういった意味で、安・近・短で、身近な安らぎの場として近隣の市町村から遊びにいらしていた

だけのリピーターをふやすということは本町の活性化、定住者の増加、これにつながる一つの大きな策ではないのかなと考えます。

このような観点から、本町にある観光資源って何でしょうかという点。次にその観光資源をどのようにPRしていくのか、さらにはリピーターをふやすためにはどんな方策があるのかという点に関しまして町長のご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、本町の観光資源についてでございますが、本町には七ツ森を初め船形連峰に連なる緑あふれた丘陵地帯、その丘陵地帯から流れる吉田川、私たちのふるさとである大和町を語るときの原風景でございます。七ツ森や船形山といった自然豊かな山河がございますが、そればかりではなくて、吉岡、宮床、吉田、鶴巣、落合地区それぞれにも観光資源となる館跡、また遺跡、それから先人たちが守り、そして受け継がれております船形山神社の梵天ばやし、吉岡八幡神社の例祭、島田飴まつり、そしてこれらにかかわりのある寺社仏閣などの文化財や伝統芸能のほか、宮床の原阿佐緒記念館や宝蔵、また旧宮床伊達家住宅など魅力ある観光資源がございます。

次の質問の、どうやってPRをしていくかということでございますけれども、これは観光パンフレットとか町のホームページでの紹介、またはNTTドコモで発行しております「東北山のぼりお役立ちガイド」、こういった本や、今野印刷さんで発行しております「仙台っこ」など各業界誌への投稿紹介、またいろいろな事業がある場合には「ウォッチン!みやぎ」や「OH!バンドス」、そういったところでのPRや、また河北新報や大崎タイムズへ、何か情報あるたびにこういったイベントがありますよというような情報の発信、そういったいろいろなツールを利用しながらPRに努めておるところでございます。

また、リピーターをふやす方法ということでございますけれども、南川ダム周辺の七ツ森自然遊歩道を初め、立輪の水辺公園、または陶芸体験館、ふれあいの里などに多くの観光客、そういった観光施設には、お話のとおり仙台・多賀城・塩竈、近隣市町村から車で30分ぐらいでございますので、よく訪れてもらっております。春には南川ダム周辺での千本桜の花見、夏にはふれあいの里でのキャンプ、秋には若者を中心とした水辺公園での芋煮会と多くの方々に来ていただき、にぎわっておりますが、こ

のほかにも陶芸体験館での陶芸づくり、または南川ダムでの釣りなど、シーズンを通して楽しむ人たちがふえているところがございます。

東日本大震災以降、南川ダム周辺や宮床伊達家を含む七ツ森周辺の入り込み客はちょっと減っておりまして。昨年は、一昨年と同じぐらいの25万人を超える観光入り込み数となっておりますということで、少しずつ戻ってきているというような状況にもあります。

具体的にこういった形でリピーターを呼んでいるというような、リピーター向けのPRとかそういったことは特別やっていないところがございますけれども、今までやってきたような形のイベントの開催とか、または環境整備、そういったものに力を入れながら、リピーターというよりも、来た人がもう一回来れるというような、来たいという気持ちになるようなおもてなしといいますか、そういったことをしながらリピーター増加につなげていきたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

先ほど本町にある観光資源ということで、町長のほうから挙げていただいた観光資源ですね、全てが本当に大切な大事な我が町の観光資源ではないのかなと思いますけれども、その中でもある意味、よその市町村にあるような似たような観光施設ではなくて、ここにしかないもの、ここでしか見られないものといったものが目玉であって、その基本になる部分というのがやはり七ツ森並びに船形山の自然なのではないかなと思います。これが最上位なのではないかなというふうに考えますが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最上位という言い方がいいのかどうかあれですけども、全てが最上位でありますけれども、ただ、知名度とかまたそういった自然の、1カ所にまとまっているとか、そういった意味では一番知られているというか、名が通っているというふうには思い

ます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

今のお考えも町長と一致したところでありまして、2件目の要旨に入らせていただきたいと思えますけれども、観光PRという話でありましたが、先ほど町長のお話にもありましたが、知名度がありますというお話であって、私もやっぱり思うんですよ。しばらく更新はされておりませんが、七ツ森遊歩道の観光案内でありますとか、こういった観光案内も大事ではありますけれども、観光案内的な知名度を上げる取り組みに関しては、マスメディアのお力もおかりしながら知名度を上げる活動を進めていただければいいのかなと思ひまして、今後、行政としてやるべきところという意味では、実際にいらしていただく観光客の目線で、例えば南の仙台の方が、きょう天気がいいから七ツ森登山を楽しもうかなと思ったときに、天候がどうなんだろうかなどいうのを気になさって、晴れていると思って来てみたら山が雨だったり、そういった不都合をおかけすることのないようにPRという局面でいきますと、知名度を上げるPRではなくて、いかに利用者目線で、きょうはいい天気なんですよみたいな形のPRに努めていく段階ではないのかなと考えます。その点、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったことがあれば便利だろうなというふうに思います。来てみたら天気が悪いかそういうことがあるとすれば、そういった情報の発信といいますか、そういったことをどうやってやるかという問題はまだまだありますけれども、そういった視線は必要になってくるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

PRの件、そこも今、町長と考える的には同じ方向の考えなのかなということを確認させていただきましたので、続いて3番目のリピーターをふやす方策はということで議論させていただきたいと思っておりますけれども、ご答弁の中では基本施設の環境整備並びにイベント開催ということでお話がございました。もちろん、来ていただくカンフル剤としてのイベント開催、これは非常に大事だというふうに思います。

こちらに何枚かの写真を用意させていただきました。こちらの写真でありますけれども、5月8日に行われました笹倉山の山開きの写真でございます。産業振興課の方も何名か登られておりますので、一度テレビのニュースにも報道されておまして、ご承知かと思っておりますけれども、あの1日で100名以上の登山客の方がいらっしゃいました。

こちらの2枚の写真になりますけれども、こちらが松倉山の下信楽寺公園前の駐車場の写真でございます。小さくてなかなか見にくいかわかりませんが、3月明けて4月入って早々の写真でありますけれども、駐車場、乗用車が満杯に加え大型バスがちょうどこの日来ておりました。1台が岩沼の登山クラブの団体で、もう1台がNHK文化センターのカルチャースクールの方々でありました。

同じように、この隣が5月5日に撮影した駐車場の状況なんですが、駐車場には車がもうとめ切れないぐらいの人であふれておまして、大体皆さん見ますと、あそこの山を体調によって三つ掛けされる方、一つだけで終わられる方、いろいろいらっしゃって、三つ掛けされる方ですと、もう1台で来た車を南川ダムの下の方に置かれて、みんなで乗り合って、片側から三、四人で登って行って南川ダムのほうでおりられて、車で戻られるような方々ですと、私もご利用者の方々に「いかがですか」ということでいろいろお話を聞かせていただくと、笹倉山もいいんですが、松倉、撫倉、遂倉、山草等も非常に見れて、花が、高山草が見れて、笹倉山にないような設備で、ある意味、これから夏場の本格的な登山シーズンで、もっと高い山に登山する足ならし的なところで非常に練習としていい山なんですというお声で、具体的にじゃどうなんでしょうねというお話をすると、皆さん、お声をそろえておっしゃるのが、トイレもないんですかねと。トイレまたは手洗い場所が欲しいんですけどという声が非常に高い状況でございます。そういった声を執行部サイドも聞かれているのかどうか、お聞かせ願います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

信楽寺の前のトイレは確かに下水をつないでおりませんし、昔からのトイレがずっと奥のほうにある状況にあります。それで、そのことについては地元の方からもいろいろお話は伺っております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

ご承知おきいただいていたということでありましたけれども、写真がこちらにありますけれども、本当に昔ながらのポットトイレなんですよ。仙台市内または多賀城・塩竈からいらした方、怖くてできませんよという声が多い状況でございます。

この場所に関して言いますと、すぐ近くまで農集排の下水管が通っている状況もありますから、比較的容易に整備も可能なのではないのかなと思われまして、あと笹倉山と高台にあって、ある意味、大事な水源の状況でなかなか汚水を流すわけにはいかないというところに関しては、例えばリースの仮設のトイレを登山のシーズンとか夏場だけ置くとか、七ツ森はもちろん本町の宝ではありますが、本町のみならず宮城県の宝であり、宮城県の皆さんが好んでいらしていただける場所だという意味で、やっぱりリピーターをふやす一つの策としては、環境衛生面での整備は最低、行わなければならないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公園のトイレ関係でございますが、先ほど堀籠議員からもお話がありました。環境整備という部分で必要なところはやっていかなければいけないということでございますので、それらについてはどこが一番必要なのか、またどういったものがあればいいのかということも含めて、いろいろやり方は今後、一遍にできるわけではございませんので、入り込み数とかまたそういったものを見ながら、順次いろいろ考えていかな

ければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

衛生面での環境整備というところを順次、今後計画的に進めていくという中に、ぜひこの場所も優先度の高い場所の一つではないのかなということを提言させていただいて、もう一つ、本件に関して加えさせていただきますと、ちょうど七ツ森遊歩道を入れていったところに大和町の観光看板がありまして、その中の一部、七つ掛けコースというコースがあるわけですが、これが一昨年の春先の台風の被害を受けて、役場サイドで認めていない個人がかけた橋だということではありましたけれども、それが大分やられている状況下で、現状、ちょっと雨が降ると大滝みたいに沢水が流れるような状況にありまして、七薬師掛けコースの入り口となっているところもありますので、ある意味、確かに行政でもともとかけた橋ではないという話はあるかもわかりませんが、いらしていただくリピーターの方、または観光客の方が安全に楽しんでいただけるという観点で、何らか行政として手を打つ必要があるのではないのかなというふうに考えます。という意味で、こういった場所があるというお話が町長のほうに上がっているかどうかお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

七薬師掛けは知っていますけれども、町でかけたのではない橋がということについては聞いておりません。後、確認いたします。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは、今の点を問題提起させていただきまして、3件目の質問に入らせていた

だきたいと思います。

昨年、初選挙の際に、地方分権の重要性が非常に言われる中、地方議会の活性化と住民参画を訴え、選挙戦を戦わせていただいて、今この場にいらしていただいております。

請願や陳情というのはもちろん重要ではありますが、行政への町民参画、これのための1つの手段としまして、社会的変化もありますけれども、ソーシャルネットワークの積極的な導入、これが今後、有効な手段になるのではというふうに考えるところから3件の質問をさせていただきたいと思います。

本町で導入済みのツイッター、これの導入の成果と今後の課題という点が1点目。

2点目は、町民参画にソーシャルネットワークをどう生かせるのかという可能性の議論をさせていただきたいと思います。

3件目に関しては、一つのプログラムでありますガバメント2.0などの導入を他町村に先駆けて検討する時期ではないのかなという点に関してご意見をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、最初に、ツイッター導入の成果と今後の課題でございます。

本町のツイッター導入に関しましては、東日本大震災時にホームページ用の回線が故障しまして、本町の災害対策本部の情報をインターネット上に提供できなかった経緯がございましたので、ツイッターを利用して最低限の情報を住民の皆様方にお知らせする手段の一つとして導入いたしました。

ツイッターの掲載内容でございますが、災害情報、町や教育委員会主催のイベント情報、観光情報などを掲載しておりまして、一例といたしまして、大雨による避難指示、通行どめの情報、吉田川の水位、王城寺原演習場におけます演習情報、休日当番医などの情報を提供いたしております。

一方、課題といたしましては、高齢者の電子機器の利用状況が低いなど、町が発信するツイッターなどの電子情報はまだ一部の方にしかご利用いただけていない現状にあります。また、大和町のツイッター以外ではありますが、ツイッターを通じて間違った情報や古くなっている情報が最新情報のように流れてしまうといったことも考え

られますので、これらを整理する必要があると考えております。これは次に説明するソーシャルネットワーク、ガバメント2.0にも共通する課題というふうに考えております。

次に、町民の行政参画にソーシャルネットワークをどう生かせるかというご質問でございますが、ソーシャルネットワークとは、人と人とのつながりを促進、サポートするコミュニティ型のウェブサイトのことで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供するなど、趣味や居住地域など、友人の友人といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのことでございます。

行政としての利用方法としては、次のガバメント2.0と類似いたしますので、ガバメント2.0の内容で説明させていただきたいと思っております。

次に、そのガバメント2.0等の導入を検討したのかのご質問でございます。

ガバメント2.0は、スマートフォン等と行政を結ぶアプリケーションで、住民の考えや意見、情報を専用のアプリケーションで行政に連絡し、行政が住民の考え等を迅速に反映していくシステムで、近年、アメリカでの利用が始まった新しいシステムでございます。

日本では、千葉市でことし6月のスタート、6月だからもうスタートしているんでしょうかね、に向け、準備を進めていると聞いております。

ガバメント2.0の米国におけます実例といたしましては、ごみの不法投棄の発見や監視、熊などの出没状況を地図や写真で表示して、住民によりますごみの不法投棄などの監視の目になっていただくことや、住民の安全・安心を確保する手段などに役立っているようでございます。

また、災害時に住民から地域の状況や被害状況を地図と写真でいち早く連絡していただき、災害救助の迅速性を高めることや、一刻を争う心臓発作の患者の方に、消防署から連絡を受けたあらかじめ登録された方に救急車が到着するまでの間に救命活動を患者に施していただき、生存率向上を図るシステムなどの例もあります。

このように、ガバメント2.0等は最新の情報端末をフルに活用しまして、住民の埋もれている力を行政と一緒にまちづくりを進めるものです。

また、ソーシャルネットワークにつきましては、趣味や居住地域などの一部限定的なつながりを通じて新たな人間関係を構築する場としての利用が考えられます。しかしながら、前にも説明しましたが、スマートフォン等の高齢者の利用率の問題や、3月議会で統合型GISシステムの説明をいたしましたけれども、ガバメント2.0につ

きましても地図情報を表示するシステムなどの大幅な修正が必要と考えられることから、現在のパソコンで連動することができない状況でございます。

今後、行政への町民参画の手段や方法については種々研究してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

まず、1要旨目の導入の成果と今後の課題という点のご答弁につけ加えさせていただくとすると、まずもう一つ課題があると考えるのは、Wi-Fiスポットであるとか、端末側の環境のみならず通信の環境、並びにソーシャルネットワークシステム、SNSのいいところというのは双方向だという点だと思うんですね。今はどちらかといいますと、一方的な情報提供に終わっちゃっているというところが一つの課題で、本来SNSは双方向で、お互いに情報を発信もするし受信もすると。今はどちらかという受信するということに、その点の考え方が欠けている点が今後の課題ではないのかなと、私はつけ加えて分析しますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、そういうことですね。Wi-Fiにしてもそうなんですけれども、施設整備ということがもちろん必要ですし、また、今後そういった課題があるということ。それから、いいところでは、やっぱり行ったり来たりというか、一方的に発信だけではなくて、あちらからも返ってくるという、そういった部分の情報の交換、やりとりといたしますか、そういった面でのよさというのもあるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

課題という点でも共有化できましたので、2要旨目のどう生かせるのかという、今後の可能性について議論させていただきたいと思います。

先ほどいろいろお話がございました。近年、非常に変わってきている社会現象の一つとして、いろいろなデジタル家電、高度な、性能的に機能がふえておりまして、携帯のみならず、デジカメにしてもその他のビデオにしても、GPSの機能を備えたような家電がふえてきております。先ほど答弁の中にもありましたとおり、具体的な例でいくと医療面の使い方、ぐあい悪いという方が今どこでどういう状況なんだというのを位置情報を使った携帯を使って、消防署に例えば通報ができるとか、または医師の方に連絡ができるとか、家電の使い方が非常に広がっているかと思えます。

あと、災害対策なり被害対策というところでも、例えば雨が降ってこの道路が流されていたなんていう場合に、位置情報を持った、撮影した写真を役所側に送れば、GPSの位置情報からこの道路がだめなので避難路はこちら側にすべきだとか、ある意味、大切な職員の方に「この道路どこがおかしいのか見てきてくれ」というような危険を冒すことなくいろいろな情報が拾えるという使い方もあるかと思えます。

さらには、先ほど議会の活性化並びに町民参画という話をさせていただきましたけれども、やっぱり町民の皆さんお一人お一人に町政に参加していただくというところでいくと、選挙に行こうとか投票しましょうよという話ではないと思うんですね。どういう政策をこうすべきですよ、ああすべきですよという意見をいかに町長なり我々議会が町民の皆さんから意見をいただくのかという一つの方法としてSNSは非常に重要なのではないのかなと考えます。もちろん中には、どちらかというのだめだというクレームのお話をおっしゃる方もいるかとは思いますが、決してそういう方だけではないのかなと考えます。

先ほど答弁書にありました千葉市での導入状況でありますけれども、フィックスマイストリートということでの開発を進めておったようですが、私も状況いかがかなと思ってきのうの夜、確認をしておりましたが、まだ完成はどうもしていないようでございます。そういう意味で、SNSが秘める今後の可能性と町民の行政への参加という可能性を非常に秘めた有効な手段ではないのかなというふうに私は考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新しいシステムといますか、こういったものについては、便利に使えれば、上手に使えればということが前提にありますけれども、有効な手段といますか、そういった方法も利用しながらやるという、選択肢が広がるという意味ではそういったことも考えられると思います。

ただ、そういったものは、みんなが同じレベルで使えるかとか、あと町民参加、住民参加ということはもちろんあるのですが、おっしゃるとおり皆さんが同じ気持ちで参加してもらえるかどうかということも非常に大切だと思っています。アメリカで例えばそういった形で医療とかやってもらうわけですが、あれも登録した人が相手方において、それで何かあった場合には近場で登録した人に対してお願いして応援してもらうとか、そういった形になるわけですから、やっぱり皆が同じ気持ちを持った中でそういったことに参加をしないと、同じ機能はしなくなってくると思います。そういった部分ではこういったシステム、これからどんどん発展していくといますか、発達していろいろな使い方も出てくるというふうに思いますが、同じように課題の整理をきちっとしていかないと、技術だけぼんといってしまうと、それを有効に活動できないとか、そういったことも出てくるというふうなのが当然考えられてきますので、技術の進歩と同時に人間の進歩といますか、そういったことも同じように進めていかないと最大利用の効果が出てこないのではないかとこのように思いますので、今後、こういったものには期待もしておりますし、有効といますか、そういったこととは思いますけれども、課題も今度新たなものが出てくるんだろうなというような思いはあります。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

確かに課題はあるかと思えます。しかし社会は変わっておるはずで、このガバメント2.0、これを提唱しておりましたアメリカのIT企業の社長の言葉でありますけれども、「社会をつくるのは市民である」というのが一番最初に出ておりました。この方いわく、行政とこれまでの住民の関係というところを自動販売機に例えた話がありまして、税金という料金を入れると公共サービスという品物が出てくるだけで、仮にそれが合わなかった場合にはせいぜい自動販売機をたたいたり騒ぐ程度で、何も変

えられなかったのがこれまでの時代であったと。それに加え、SNSの導入に伴ってある意味企画の段階、本町でいきますと町長サイドでふれあい懇談会として町民の意見を吸い上げる場を持たれていると思いますけれども、もちろん開催するに当たっては予算的な問題もおありでしょうし、じゃそれが広く大勢の方の意見をとっているのかということそうじゃなくて、年代層もいろいろ固まってきたりしている部分もあって、別な手段、一つの手法としてSNSの導入は重要であると、今後の本町の課題とすべきではないのかなということを提案いたしまして、時間も押しましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時09分 休憩

午後2時18分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番槻田雅之君。

7番（槻田雅之君）

それでは、通告書に従いまして、私から1件1要旨の質問をいたします。

質問内容は、夏休み期間中の児童館の体制は万全かです。

もみじヶ丘・杜の丘のような新興住宅地では、共稼ぎ世帯がふえており、大半が核家族のため児童館を利用する世帯が多くなっています。

現在、児童館では、児童クラブ、臨時預かり、自由来館の形態で子供たちが児童館を利用しているが、大和町の小学校は7月後半、7月21日から8月25日の間なんですけれども、夏休みとなります。平常時より利用人数がふえると思われます。

夏休み期間で私なりに幾つかの問題点、懸念事項を感じております。スタッフの人数、利用開始時間、利用が見込まれる児童数と収容可能な児童数等に関してです。こ

れらに関して対策を講じる必要があると考えておりますが、夏休み期間中の児童館の体制は万全でしょうか、町長の所見をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、もみじヶ丘・杜の丘地区におけます夏休み期間中の児童館の体制でございます。

もみじヶ丘・杜の丘地区、特に杜の丘地区につきましては、ここ数年の企業立地などの要因によりまして宅地販売が好調で、それに伴う転入者の増加による児童数も急増しているところでございます。

杜の丘地区の人口は、昨年3月末で2,246人であったものが、ことしの3月末では387人ふえまして2,633人となっております、率にしますと17.2%増となりました。

児童館の放課後児童クラブの対象となります小野小学校1年から3年生の人数では、昨年末が269人、ことしの3月には322人となりまして53人、19.7%の増加となっております。

もみじヶ丘児童館におけます放課後児童クラブでは、受け入れ定員を70名といたしまして、申し込み者の増加に対応して小野小学校に分室を開設して受け入れを行ってまいりました。

夏休み中につきましては、昨年の8月の実績が1日平均62人、児童クラブに限れば35人となっております。地域児童数の増加により昨年度より増加は見込まれるものの、対応可能な数字でございます。

スタッフにつきましては、館長を含めて6人に加えまして、学習支援員が夏休み期間中は午前から児童館勤務となりますことから、計8名体制で児童が1日を安全に過ごせるように努めてまいります。

利用時間につきましては、国の示します放課後児童クラブガイドラインにより運営しており、その中で「長期休業期間等は保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所すること」と規定されております。また、利用開始時間につきましては、利用児童保護者の皆様より何件かのご意見を頂戴しておりますが、今年度より夏休み期間中に限りではございますけれども、利用開始を8時30分、8時半に開所と考えて今準備を進めておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
7 番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

もみじヶ丘・杜の丘地区を中心に答弁いただきましたが、これからの質問によりましては全児童館を対象にした質問をする場合がありますので、ご理解ください。

では、最初にスタッフの人数について質問いたします。

現在、大和町では吉岡、吉田、落合、鶴巣、宮床、もみじヶ丘の6つの児童館があります。特に正職員が1名しかいないもみじヶ丘以外の5つの児童館、吉岡、吉田、落合、鶴巣、宮床の職員が長期休暇を取得した場合の対応、体制は万全でしょうか。臨時職員は、正職員とは違い責任の範囲や権限に制限があり、正職員並みのような対応はできるのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは全体の話ということで、ちょっと趣旨とは違ってきているとは思いますが、今、臨時と正職員でやっております。正職員がそういった場合には、基本的には臨時対応ということではなくて、正職が回るとかそういった体制をとらざるを得ないんだというふうに思っております。

今こういったケースでのことを考えるかということはありませんけれども、長期というのをどの程度を見るか、またはそのときの児童館の児童の様子、数、そういったこともあろうかと思いますが、長期でかなり長期になるとすれば、その場合には臨時さんはもちろんご協力いただきますけれども、そうではなく、臨時さんだけではなくて、正職の方を回すなり職員がそちらに行くなり、そういった形での責任ある体制はとらなければいけないと考えております。こういった形でやるという今のところ具体的な決めはございませんが、考え方としてはそういうふうになると思います。

議 長 （大須賀 啓君）
7 番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の答弁で、正職員を回します、職員を回すというご意見を聞きましたので、次の質問に移らせていただきます。

今度は、吉岡・もみじヶ丘児童館に対しての質問なんですけれども、吉岡・もみじヶ丘児童館は、夏休み期間中、利用者がふえると思われ、現在の状況でも飽和状態にあります。また、もみじヶ丘児童館では、待機児童もおります。このような状況でも、答弁では、昨年度より増加が見込まれるが対応可能のこととのことですが、現在の利用者数と夏休み期間の利用者の予想人数をお聞かせください。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今、手持ちがもみじヶ丘ということでございますので、しか持っておりませんが、現在1日平均、8月につきましては62名という実績がございます。それ以外につきましては、4月が81名、5月87名、6月84名等々あるわけでございますが、夏休みにつきましては、例年若干その人数が少なくなる傾向にございます。子供の数がふえてきておる部分につきましてはプラスという要素はもちろんありますが、そういった予想といたしますか、これまでの傾向からいった中で、1人をふやしまして対応すれば対応可というふうを考えておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の答弁で、私との食い違いがありまして、町長の答弁の中で夏休みのほうが少なくなるという答弁をいただいたので、私のほうとしましては、夏休みが多くなるのかなと思っておりましたので、ちょっと食い違いがあったことと、今の話でも1名ふやして対応するという話でございますので、スタッフに関しましては特に大きな問題はないのかなと今感じております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、夏休み中の児童館の利用時間についてお聞きしたいと思います。

答弁の中で、利用開始時間につきましては利用児童保護者より何件かのご意見を頂戴しておりますとの答弁をされましたが、どのようなご意見があったのか、またどのような回答を行ったのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

利用時間につきましては、早い開館を、もしくは長い開館を、長いというのは後ろにですね、というご意見がいろいろあったというふうに聞いております。

回答につきましては、これまで町の児童館の運営の時間帯がございますので、そういった回答をしてご協力をいただいていたという経緯がございます。ただ、夏休みにつきましては、人的にも1人回せることもございますし、こちらの受け入れと申しますか、安全な受け入れ体制が可能というような判断をいたしまして30分早くしたということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

7 番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

利用開始時間、8時半開所を考えており、準備を進めておりますと答弁の中でおっしゃっておりますが、8時半開所を行う児童館はどこ児童館なのでしょう。また、どのような準備を今進めているのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

8時半につきましては、もみじヶ丘児童館でございます。

それから、利用につきましては、先ほども申しましたけれども、支援員が午前中から児童館のほうに配置できます。通常ですと学校に行っておりますので、その支援員

の方にご協力をいただければ8時半から受け入れができるというようなことで準備を進めております。

議 長 （大須賀 啓君）
7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

児童館の利用時間は当初9時からとなっており、大和町の小学校は8時10分もしくは8時15分が開始時間となっております。小野小学校を見たところですけども、7時ごろに家を出る児童もおります。学校にもよりますが、7時20分から7時45分間に学校をあけているということでした。そこから考えてみますと、やっぱり児童館の開所時間9時というのは果たして適切でしょうかという疑問を持っておりましたが、今の町長の答弁を聞きまして、町の方針に理解をいたしました。

学校と児童館は同じ公的施設ではありますが、学校職員、児童館職員とでは勤務時間も違いますし、保護者の要望を全面的に受け入れる必要もないかとは思いますが、しかしながら、ニーズに合わせ多少の配慮が必要かなと思っております。こういう質問をしたんですけども、特にあとこれからですけども、開館前に来館する児童に関して言えば、各家庭での指導範囲であるかとは思いますが、保護者に開館時間の周知の徹底、事故が開館前に起きた場合の町の責任範囲、学校と児童館の違いを丁寧に説明していただき、あと保護者にも理解をしてもらうように努めてもらえればありがたいかと思えます。

では、次の質問としまして、答弁の中で小野小に分校を開設との答弁をされましたが、私のちょっと勘違いかもしれませんが、現在、分室は開設されていないのでしょうか。あとはあわせて、分室の状況、どのようになっているのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その辺につきましては、具体には課長からご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小野小の分室につきましては、25年度の今の1カ月間、職員の人数が少なかったもので対応できないので、来月頭から対応できる体制になりましたので、始めたいということでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

分室に関しましては来月の頭から対応するという事なので、受け入れ児童も多分、多少なりともふえるかなと思っております。

先週ですけれども、大和町全ての児童館の施設環境や利用状況を見てまいりまして、各児童館ごとに地域性があり、抱えている問題もさまざま、統一した児童館の運営の厳しさを感じております。しかし、施設の老朽化が目立つ児童館、これも宮床児童館みたいなのところもあれば、東日本大震災により天井や壁にひびが入っている児童館もあります。これは併用施設なので、児童館単独の問題ではないんですけれども、そういう問題がある児童館もあります。

あと、隣接された道路が交通量が多くて、ボール遊びをしたときに、フェンスがないがために道路にボールが出て、安全性に不安があるような児童館もあります。吉岡児童館なんですけれども、このような状況を町長はどのようにお考えなのでしょうか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

児童館の施設に関してでございます。震災等での被災といいますか、そういったものについては当然改修をしてということやっておるところでございます。

それから、遊ぶ場所の危険性といいますか、そういったものについては、どこだったら安全だということはなかなか難しいところがあるというふうに思っておりますが、そういった場合には場所を少し移動してやってもらうとか、そういった指導もしながらやっていきたいと、今もやっているというふうに思いますけれども、そういった形で進めていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

じゃ、最後になりますが、併用施設内に立地された児童館は、児童館単独では解決できない問題もありますが、他の部署と連携をとりまして、これからも児童の安全を第一に考え、児童館運営を行ってください。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

続きまして、10番伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

議長のお許しが出ましたので、2件についてご質問いたします。

まず初めに、本人通知制度導入についてということでございます。

戸籍謄本や住民票の写しを第三者に交付した際に自治体で本人に通知する本人通知制度の導入が各自治体で進んでいるようでございます。この制度は、戸籍謄本等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図るものでありまして、司法書士などの地位を悪用した不正取得事件は後を絶たず、和歌山県では本人通知制度の導入を各自治体に要請し、既に和歌山県内では7市町村で開始されている状況でございます。

また、戸籍謄本や住民票の写しが第三者に取得されたことを本人に知らせる本人通知制度、不正取得が相次いで、全国では100を超える自治体が制度を設けております。佐賀県では、導入自治体はまだないですけれども、愛知県では昨年11月、県警幹部の住民票を不正に取得した容疑で法務事務所経営者らが逮捕される事件があり、この事

務所所属司法書士は佐賀市でも戸籍謄本の13件を取得していた。自分の戸籍謄本をとられたことを知らないままの人も多く見られております。

戸籍謄本などの請求は原則、本人や配偶者、親らに限られる。例外としては弁護士や司法書士、職務上の請求が認められ、委任状なしで第三者の戸籍謄本や住民票の写しを取得することができます。愛知県では、法務事務経営者らが使途目的を偽って暴力団捜査担当の県警幹部の住民票を不正に取得したとして、戸籍法違反容疑で逮捕され、起訴され、公判が続いているようでございます。

このような事件で逮捕される司法書士、事務所名で、佐賀市でも戸籍謄本や抄本、住民票などが取得された佐賀新聞社が情報公開したところ、2011年2月まで13カ月間で、日本司法書士連合会の統一書式を使って郵送で計13件をとった。請求日は全て異なっていた。利用目的や正当な取得だったかどうかはわからないが、一般的に目的としているのは、住所や家族構成を知ったり身元調査的な利用が考えられている。愛知県の事件では、金もうけの目的や背後に暴力団組織が存在すると見られている。部落解放同盟佐賀県連合会は、過去の事例を考えると、結婚や就職詐欺につながるおそれもあるとし、市や町に情報公開を請求して独自調査している。

こうした事件を受け、愛知県では複数の市町村で本人通知制度の導入の動きが出ております。福岡市は、兵庫県や大阪府などでも不正取得が相次いでいることを受け、10年11月に導入、全国では100以上の自治体が制度化しているようでございます。

このことについて、本町でも取り入れるべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人以外に交付した際に、自治体が請求をされた本人に通知するものが本人通知制度になります。以前、司法書士などが地位を悪用して大量に不正取得していた事件が発覚したことによりまして、関西の自治体を中心にこの制度の導入が進んでいるようでございます。取り組みを行っている自治体の制度は事前登録型本人通知でございまして、事前に市町村に登録した人に限り請求があったことを通知するものでございます。

制度導入の目的は、戸籍法や住民基本台帳法の改正によりまして、第三者が取得す

る戸籍謄本、住民票の写しなどについてこれまで以上に制限を設けたものの、不正取得事案が後を絶たないために不正取得を抑制する新たな方策として講じられているのでございます。

しかしながら、この制度には、導入による弊害も予想されます。密行性が求められる訴訟、相続などの手続段階におきまして相手方に知られてしまうということ、また密行性が守られないために余計なもめごとを起こすことも想定されます。そのため、国におきましてもこの制度の導入が検討されたことはありましたが、その導入に当たっては運用が難しいとのことで見送られた経緯があるようでございます。

現在、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどを請求するためには、厳格な要件と手続を満たさなければならなくなっており、これが適正に運用されれば不正な請求がされるおそれは極めて低くなることとなります。

また、県内市町村においてもこの制度を導入しているところはまだないようでございます。

したがいまして、町としましては、国や県や県内市町村の動向を見きわめながら、またこの制度のメリット・デメリットについての情報を収集し、その制度導入の推移を見守ってまいりたいと、このように考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）
これまでにこういう問題というか、不正事件というのは大和町ではなかったんですか、その件、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
事件ということについてはなかったというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

事件がないということではよろしいことですが、今、宮城県ではインターネット上に、個人情報の保護に関する法律が平成17年の4月から全面施行されましたということで、ルールの内容を事細かに情報提供していますが、第三者に提供するルールということで、本人の同意を得ない個人データの第三者提供は原則禁止、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ公表しているときは本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能というオプトアウトというような記事がインターネット上に載っております。

本町でもやっぱりこういうルールというのはそもそもつくっているというか、そういう事項を事前に協議しているというか、そういう部分はどうなっているんでしょうか、お聞きいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ルールといいますか、個人情報につきましての条例は町でも制定をしております。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

第三者に個人に関する情報を不正請求及び不正取得による個人情報の権利侵害を防止する一助としてこの制度、メリット・デメリットを情報収集してもらって、今後検討していただきたいと思います。その点についても一言、答弁があれば。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

個人情報につきましては、おっしゃるとおり守られているところでございますし、

当然守っていかなければいけないということでございます。

住民票等につきましては、そういった制度的に様式により発行しますけれども、そのときのチェック体制とかそういったものはきちっとやっておるところでございます。当然ですが、その基本形は守ってこれからもやっていきたいと思っております。

また、この制度につきましては、お話しのとおりいろいろな立場といたしますか、ありますので、そういったものについていろいろ制度の考え方とか国の考え方もございますので、そういった推移は見守ってまいりたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

ぜひ、いろいろなメリット・デメリットを情報収集していただきたいと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

高齢者を守るキーホルダー。

熊本県人吉市が65歳以上の高齢者に、記載番号から即座に身元が割り出せる「ひとよしSOSキーホルダー」を配布しております。外出先で突然倒れ、緊急搬送されたが身元確認ができない、認知症の方が徘徊などで警察に保護されたが家族と連絡がとれないなど、高齢者が道に迷った際など効果を発揮しております。

キーホルダーにつけたプラスチックケース、幅約1.5センチ、長さ約5センチ、身元を特定できる6桁の番号や市役所の電話番号を記入した紙片を入れてバッグやつえなどに装着しておけば、道に迷ったり事故に遭ったときに発見者が市役所に連絡し、身元が判明する仕組みでございます。市高齢者支援課で発行しており、申請書に名前、住所、生年月日、かかりつけ医、緊急連絡先2カ所を記入し提出すればその場で受け取れる。市は申請情報をデータベース化し、キーホルダーの番号から身元を検索できるようにしている。

高齢者が住みやすい環境づくりの一環であります。本町も取り入れてはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、高齢者を守るキーホルダーについてのご質問でございます。

外出時に事故や急病、または認知症の方が徘徊等で警察に保護された等、もしものときに連絡先が確認できる身元情報登録キーホルダーと、このように理解しております。

現在、徘徊等により行方がわからなくなったお年寄りを事件・事故等から守るために町・大和警察署・仙台保健福祉事務所・黒川消防本部等・関係機関が連携しまして発見・保護に努めるSOSネットワークシステムが整備されておるところでございます。

引き続き、高齢者の安全を見守るために関係機関と連携を強化して地域全体で支えてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

さらに、住所、氏名等記載された住民基本台帳カード、こういったものの活用も身元確認の方法の一つかとも思っておりますので、高齢者の住みよい環境づくりについてさまざまな方法を探ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

本町の人口が5月31日現在で2万6,805人となりました。そういう部分では人口増加しているということで、従来の地域では高齢化が進んで30%ぐらいっているんですけども、これは6月3日の高齢化率ということで、河北新報の大和町の高齢化率ということで20.1%というような公表されておりますけれども、まだまだ高齢者が2万6,000人の中の5,342人というそういう数字、5,342人いるということで、各地区の状況によっては高齢化率も多少違っていると思うんですけども、これまでにいろいろな高齢者に対する一般質問を行ってまいりました。まず、平成22年12月定例会では、救急医療情報キット導入ということで、調査研究するという町長の答弁もございました。また、23年6月定例会では、高齢者へ安心リュックをということで、必要性を調査検討するというような答弁をいただいております。

また、今回のキーホルダーについても、キーホルダーに6桁の番号を、小さなキーホルダーですけれども見えるところにつけておけば、どこの誰で、どういう人なのかというのがすぐ、いち早くわかるというような状況下でございます。

そういう部分で、今回はSOSのキーホルダーについてのご質問でございますけれども、やっぱり常日ごろから高齢者に対しての危機管理を町でどのような打ち合わせというか、高齢者に対しての庁議みたいなのをやっていると思うんですけれども、この辺、町長のほうから、やっていることを教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

高齢者に対する対策といいますか、政策ということだというふうに思っております。それらにつきましては、保健福祉課のほうで担当しているわけでございますけれども、定期的に保健師さんが訪問するとか、または見回り隊の方々いろいろなご協力をお願いするとか、そういった形で進めておるところでございます。

庁議でということでございますが、最近そういったものについて特別特化してということとはございませんけれども、常にそういった形での見回りといいますか、そういったことをやっていかなければいけないということ。

それから、これにつきましては、家族はもちろんでございますけれども、地域の協力、先ほどSOSネットワークと申しましたけれども、これらについても全ての皆さんの協力が必要だということでございますので、みんなして見守っていこうという体制を構築といいますか、やっているところでございます。

今回のそれにつきましても、そういったシステム、同じような形で住基カードもあるわけですね、あれに全部入っておりますので、ああいったことも利用できるのではないかなということで、同じような形といいますか、もう全部入っているわけですから、そういう方法もあるのではないかなというような話はしているところでございますが、具体的にどれがベストかということについてはまだ決定はもちろんしておらないところでございます。

また、こういったものにつきましては、こういったものがあつたほうが良いというのは議員さんたちのご意見ももちろんでございますけれども、関係機関、施設の方々とかまた家族の方々、そういった方々のお話もいろいろ参考にしていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

今、町長から答弁いただきましたけれども、高齢者にかかわる各種団体や関係機関だけでなく、隣近所の人が日常の中で早期発見と適切な対応をする意識と行動力を身につけることや、認知症を知り、理解を求める地域でお互いに見守り、支え合えるようなことをできるよ、町としても取り組んでいただきたいと思います。

その辺の一層の取り組みについて、町長のほうから一言お伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今、議員お話しのとおり、町でやるべきことだけではなかなかカバーできないところがあるわけですから、地域の方々、またはそういった組織の方々、皆様のご協力をいただきながら、みんなして高齢者の方々の事故防止とか環境保全といいますか、そういったものに努力してまいりたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番今野善行君。

1 番（今野善行君）

大変ご苦労さまでございます。大分終盤になってきましてお疲れになってきているかと思えます。

私のほうからは、通告に従いまして2問6要旨について質問させていただきたいというふうに思えます。

最初に、杜の丘公共用地の活用によるコミュニティセンター（兼防災センター）等の設置促進についてでございます。

この問題につきまして質問した趣旨であります、実はご案内のように一昨年10月に宮床地区の区長会から、杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に関する請願書が提出されて、そして24年3月の定例会において採択されたところであります。

私が期待したのは、今年度の当初予算でこれらの取り組みについての少なくとも調査費ぐらい計上されたのかなという期待感を持っておったんでありますが、それがなかったの今回質問させていただくという経緯がございます。

まず、そういう意味で、先ほど来いろいろありますように、杜の丘・もみじヶ丘地区内の人口増あるいは児童数の増加ということがあって、当初計画された学校用地としてのおそこの用地が期待した児童数の増加等に結びつかなくて、学校の建設までに至らなかったというような状況があったようでございます。

それから、もう1点は、第4次総合計画の中で、冒頭、町長の挨拶にもありましたけれども、重点プロジェクトとして大和町の南部地域のコミュニティセンターの整備を図るということが明記されているわけでありまして。そういった経緯の中で、人口増加の背景がここ数年でどんどんふえてきているわけでありまして。これは町当局の企業誘致等のご努力の成果でもあったわけでありまして。

その後に、23年の3・11の東日本大震災の際に小野小学校が避難所となったわけでありまして、結果として非常に手狭であったということとか、非常時の水・食料の備蓄の問題などがあって、こういった経験から宮床地区民の相互理解のもとに切実な思いが請願として提示されたんだらうというふうに理解をしております。

また、その後の定例会等の議論とか、地区内の若い世代が多い当該地区民の住民の

声として、保育所の不足とか児童館の不足の問題も出てきているわけでありまして。そういう意味で、早急な対応策を求めているわけでありまして。先ほど申し上げたこの請願を採択されて、今6月でありますので、既に1年と2カ月が経過したところであります。

そこで、質問の1点目でありますけれども、これらの建設に向けた取り組み状況とこれまでの議論、意見を踏まえ、少なくとも保育所の不足、児童館の不足等を含めた要望・要請に応え、住民が安心して生活ができ、働き続けられる環境を具備するとなると、複合施設としての整備が必要になっていくのではないかなというふうに思うんですが、現時点でのイメージとしてのどのような施設を考えているのかお伺いしたいなというふうに思います。

それから、2つ目でございますが、保育所の不足とか児童館の不足の関係については、当該年齢の人口動態から見ても非常にふえてきているわけでありまして。これらの子供等が100%保育所に入るとかあるいは児童館に預けるとかそういうことでないんだらうと思いますが、先ほど槻田議員のお話にもありましたけれども、昨今の共働きの状況というのは続いていくんであろうというふうに推察されるわけでありまして。そういう意味で保育所の設置、待ったなしの状況にあるのではないかなというふうに思います。若い世代が就労しながら安心して子育てができる環境をつくってやるのが行政ではないかなというふうに思いますので、この点についてどのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目なんですけれども、そういう現状の中にあって、冒頭申し上げましたように複合施設をイメージといいますか、考えられるわけでありまして、一般財源の軽減を図って実現していくためには、その財源を国等の補助事業等の活用を図ることが必要ではないかなというふうに思っております。そのためには調査費の予算措置を講じ、具体化に向け早急に対応すべきと思いますけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、もみじヶ丘・杜の丘地区には、近年の急激な転入人口の増加によりまして、児童館、保育所、小学校、コミュニティセンター

等の公共施設の整備が急務となっております、それぞれの施設整備の方向性を定めるとともに、全体のフローチャートを策定しながら検討を進めております。

なお、全体の進め方と、仮称ではございますけれども、南部コミュニティセンターの進め方につきましては、本議会開会中に全員協議会をお願いしております、その協議会でご説明を申し上げる予定としておりますので、ご承知願いたいと思います。

それでは、第1点目のご質問の杜の丘地区の公共施設用地を活用したコミュニティセンターについてでございますが、ただいま仮称で申し上げましたけれども、南部コミュニティセンターの建設に向けて、小野地区、もみじヶ丘地区、そして杜の丘地区の全世帯とサークル等の団体を対象にしたアンケートを実施することとしております。このアンケートは、コミュニティセンターの必要性や施設整備後の利活用について地域住民の皆さんの意向を集計し、分析するものでございます。

このアンケートの結果をもとに、住民の皆さんの代表者等で構成する検討組織で、施設の基本概念や目指す施設のあり方、施設の持つ機能などについてご検討いただきまして、基本計画の案の取りまとめをお願いするものでございます。

もみじヶ丘・杜の丘地区につきましてはさまざまな課題がございまして、これらを早急に解決しなければならないものと考えております、急増する児童数に対応するため、新規の保育所の整備と震災時の防災拠点、コミュニティー活動の場、児童館等、複合的な施設の整備を検討してまいります。

次に、第2点目の保育所の待機児童の解決に向けた保育所の増設についてでございますが、もみじヶ丘地区や杜の丘地区への転入者の増加に伴いまして、もみじヶ丘保育所へ定員を超える入所希望者が増加しております、保育所への入所待機などでご不便をおかけしております。

今年度増加した定員120名に対応するためにプレハブ2教室の増設を行い、11月からご利用開始を目指し、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。しかし、杜の丘地区の好調な住宅販売状況から、今後も引き続き比較的若い世代の転入が予想されますことから、さらなる対策が必要と考えております。その対策といたしまして、最大120名規模の新保育所の設置が必要でございまして、民設民営方式を基本とした具体的な検討に入り、早急な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、調査費の予算措置についてでございますけれども、先ほど申し上げました基本計画（案）策定に向けた住民アンケート費用、検討委員会の委員報酬や基本計画策定の業務委託料、公共用地の測量費用などの関係予算をこの議会、本定例議会において補正予算として計上いたしておりますので、ご議決いただければ早速作業

に着手することといたしております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ただいま町長の答弁の中で、大きな一歩を踏み出していただいたのかなというふうに思います。それでも、先ほど申しましたように、特に保育所の問題については、あるいは児童館のほうもそうかと思うんですが、時間と子供の成長はとまらないわけですから、その部分は十分に考慮して進めていただく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、先ほどもありましたけれども、もみじヶ丘保育所の関係であります、プレハブで3年間程度は何とか対応できるというお話でございました。町全体のいわゆるゼロ歳から5歳までの児童数の状況を見ますと、総体で1,669名という数字になっているようであります。このうち小野地区の未就学児の児童数であります、これは4月30日の数字ですね、686名の児童数、子供の数というふうになっております。例えばこの中で半数が保育所への入所希望となると、343名の受け入れ体制というふうになってくるのかなというふうに思います。これも全てが保育所に入るというふうなことではないんだろうというふうに思いますが、仮にさらにその半数がもみじヶ丘保育所を希望するということになれば、少なくとも172名、現時点の数字ですよ、の保育所入所希望者が出てくる可能性があるということだと思います。先ほど120名程度の保育所の設置が必要だという話もあったわけですが、この点について、規模等についてどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、保育所、児童館、これを急ぐということ、そのとおりだというふうに思っております。そのほかに小野小学校もございます。

それで、保育所につきましては、今もみじヶ丘保育所、プレハブということですが、その前に、現在の建物の内装を改装しまして、できるだけ多く収容できる

ような修繕といいますか、改造しております。

そして、今回プレハブということですが、これにつきましてもできるだけ早く入っていただくという観点からプレハブを選定いたしまして、11月からではございますけれども、入ってもらうような今準備をしております。

それから、小野小学校につきましても、今後、児童館とかがふえてくれば当然ふえてきますので、そういったことから考えて、増築ということも進めておる段階でございます。保育所と学校ですね。

児童館につきましては、そういうことで、新しいコミセンの中に一緒に取り込んでということで考えております。

そういった中で、保育所の人員の規模ということですが、先ほど120名規模という話を申し上げました。議員さんの試算ですとちょっと足りないというような試算というようにも聞いておりますが、我々の試算ですと120で十分といいますか、あとそこにプラス要因が実はございます、120プラスアルファということですね、そういったこともございますので、120の中で今住まっている方、あとこれから入る方も、この予想は非常に難しいわけですがございますけれども、そういった人数も取り込んだ中で、120で待機というものは発生しない。全てが保育所だけに来るわけではなくて、幼稚園に行かれる方、またいろいろな方がありますので、そういったものを加味した予測でございますが、120で需要といいますか、希望される方につきましては受け入れ体制が整えるというような試算をしておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

私の試算と今町長の答弁の数字とは若干違うわけではありますが、いずれ、多分これ以上利用者といいますか、ふえることがあっても減ることはないのが今の状況かなというふうに思いますので、実際の建設に向けてはその辺の数字できるだけ正確につかんでいただいて、待機児童が出ないような体制を組んでいただければというふうに思います。

それからもう一つ、施設整備の中で保育所、児童館、コミセン、公民館機能というお話があったわけではありますが、特に私、心配しているのは、児童館の受け入れ体制、先ほど槻田議員のほうからもいろいろあったわけではありますが、児童館は法律

を読むと18歳まで利用可能な年齢になっているようですが、実際は多分ないと思うんでありますけれども、ただ、児童館の機能として、例えば小学校1年生から3年生までという限定じゃなくて、希望者を入れることによって先輩・後輩といいますか、年齢の段階的な中での活動が児童館の中でできるようになるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、その辺も含めた教育的な機能を果たせるような児童館にしていいただければいいのかなというふうに思いますし、それから余りにも狭くて、ごちゃごちゃした中での活動じゃなくて、広々とした中で伸び伸びと活動できるような児童館の設置が必要かなというふうに思いますし、それから公民館機能との抱き合わせの中で、一部図書館機能的な部分も含めて、子供たちが一緒にそこで本を読んだり、そういう児童館を設置お願いしたいといいますか、私のイメージといいますか、そういう思いを持っておりますので、その点について町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

児童館ということでございますが、先ほど申しましたとおり、児童館につきましては、仮称ではございますけれども、南部コミュニティセンターの中に一緒にというような考えを持っております。

さっきお話がちょっとありましたけれども、補助事業等の関係もございまして、どの補助事業でやったら一番有利といいますか、いい方法になるかという検討を今やっているところでございますが、まだまだ決まっておられません。そういった中でございますので、1カ所に特化したという形ができるのか、そういったことはありますけれども、イメージとしては、防災センター、コミュニティセンター、児童館、そういったもの、あとは地区の集会所機能といいますか、そういったものを踏まえたある建物といいますか、そういうふうに考えています。

今、図書館とかそういったお話もございましたけれども、そういったものにつきましては図書室的なものがあったほうがいいのかいろいろご意見があるというふうに思っております。今後アンケート調査をやると申し上げましたし、その後に検討組織をつくっていろいろなご検討いただいた中でそういったものについてご協議いただいて、そして皆さんの使いやすくてまた安全、便利な建物といいますか、そういったものに

してまいりたいというふうに思っておりますので、今後アンケート等、また住民の皆様方にもご協力をお願いするところでございますし、検討組織にご参加いただくようなご協力もお願いするところでございますが、内容につきましてはそういった中でいろいろ皆さんのご意見を聞きながら進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ぜひそういう方向で、要するに住民の期待に応えられるような施設になればいいかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思います。

それから、財源の問題であります。これは前からもいろいろ町長のお話の中にもあったわけですが、財源については国等の補助事業を活用していきたいというお話であります。私もあちこち調べたんですけども、いろいろな事業があるようでありまして、どれが適切なのかというのは私自身では判断ができかねているわけですが、ただ、メニューはいっぱいあるようなんですね。そういう意味で、例えばコミュニティセンターの備品とかそういうのは別口でいろいろなのがあるようでありまして、そういういろいろな事業を持ってこようとすると、結局その部分だけのお話じゃなくてセットでしないと事業は一緒に進まないわけですよ。そういう意味ではぜひ、関係課の担当者なりメンバーでそういう推進プロジェクトみたいなのをつくっていただいて、その中で早期に対応策を検討していただきたいなと思うんでありますけれども、その辺、町長の考えとしては、先ほど冒頭でありましたけれども、あしたの議員説明会でスケジュール等を説明したいというお話でありましたけれども、その進め方について町長の考え方を伺いたいなと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

進め方ということでございますけれども、現段階、庁内で政策会議なり庁議なりで

意見をいただきながら進めておりまして、今中心になっているのはまちづくり政策課でやっておるところでございます。それぞれ産業振興課なり教育委員会なり、そういった形の部署部署、子育て支援課とかそういった方の意見を入れながら進めていくということにはなりますけれども、中心になるのはまちづくり政策課で取りまとめという形になると思います。それであした、全協でいろいろご説明申し上げますが、また今回補正を計上しておりますので、それで皆さんからご議決を頂戴できれば、早速、先ほど申しました地域住民の皆さんへのアンケート調査等からスタートをして、そしてご意見を取りまとめ、そして検討委員会を立ち上げるという考え方でございます。

補助事業につきましては、お話しのとおりいろいろな補助事業がございます。学校関係であれば文科省がありますし、防災関係であれば防衛も総務省もあります。ただ、全体的な、それぞれを全部取り入れるというわけにまいませんので、組み合わせといたしますか、どれを選べばいいかというか、その辺はいろいろ国・県にも相談しながら総合的に判断をしていかなければいけないというふうに思っております、その決定にはまだ、どういうコンセプトでどういったものをつくるか、そういったものもある程度固めていかないと、国のほうにお願いするにしてもこういったものという形のものでありますので、並行していくという形になるというふうに思っております。いずれそういう形でスタートすれば、できるだけ早く完成を目指してということで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

ぜひ、急がれる課題かなというふうに思っておりますので、この点を含めて進めていただくようお願いしたいというふうに思ひます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいというふうに思ひます。

いじめ問題への対応策についてでありますけれども、いじめ問題については本当に古くて新しいといひますか、非常に長い期間にわたって社会問題になってきているわけでありまして、なおかつ、今のそういう問題が続いている課題なのかなというふうに思ひます。

このことについて、文科省のほうでは「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」ということを出しているようであります。小事態としては重要

な課題として位置づけながら、日ごろから個人に応じたわかりやすい授業を行うということと、それから深い児童生徒理解に立って生徒指導の充実を図って、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要だというふうにしております。さらに、基本的な認識として、いじめはどの子供にもどの学校においても起こり得るものであるということを十分関係者は認識して対応してほしいということが掲げられているようであります。

いじめ問題については、単純な暴力だけでなく、物を隠したり、要するにいたずらをしたり、第三者のものを隠して被害者に罪をなすりつけたり、無視をしたり、仲間外れにするという人の心に対するいじめというのもある。そういう水面下で行われることは学校なりあるいは先生、周囲が気づかないうちに重大な問題になってきているというようなことが現実には起こっているわけでありまして。

この問題については、昨年9月の定例会においても千坂議員が取り上げられているところでありますけれども、依然として解消に至っていないのが現状ではないのかなというふうに思っております。この意味からしますと、いじめ問題は本当に氷山の一角で非常に奥の深い話なのかかなというふうに思います。このことに関しては、国立の教育政策研究所の報告書の中に先ほど言ったようなことを掲げているわけでありまして、いじめの対象1,000人に7.1人がなっているというようなお話であります。小学校4年生から中学校3年生までの6年間の間に、いじめ、仲間外れとかそういった先ほど申し上げたようなことですね、と無関係でいられる児童生徒の数は1割しかいないというようなことを報告しているようでございます。そういう意味では、冒頭あったように、どこでも起こり得る問題なのかかなというふうに受けとめております。

そういう中で、まず一つ質問の要旨であります。本町におけるいじめ問題の現状についてどのような状況になっているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、2つ目ですが、いじめ問題の対応策の取り組み状況について、本町としての基本的な考え等についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、これは一つの提案なんですけれども、早稲田大学の河村茂雄先生が開発したということでもありますけれども、Q-U、QUESTIONNAIRE-UTILITIESという調査の方法のようではありますが、学級診断尺度調査というふうに言っているようではありますが、これを導入した学級、学校づくりについて研究し、本町内でも導入してはどうかというふうに思っております。これらについて教育長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、今野議員からお尋ねありましたいじめ問題の現状につきましてお答えを申し上げます。

町におきましても、平成24年度中に数件のいじめが報告されております。その後の指導で解決はしておりますけれども、保護者同士の問題として現在も継続しているものはございます。

平成25年度は、4月、5月とも0件での報告でありました。

次に、取り組み状況についてお答えをいたします。

各学校において、定期的にいじめに関するアンケート調査を行い、早期発見・早期対応に努めております。さらに、その内容において、児童がアンケートを家庭に持ち帰り、保護者とともに考えて書く場面を取り入れるなど、多様な見方でいじめの発見に努めたり、「いじめられたか」という項目だけではなく「いじめたことはないか」という項目を入れることで、児童生徒にいじめとは何かを正しく認識させる取り組みを行ったりしてございます。

調査結果は毎月、各学校から報告を受けますが、個々の指導の状況についても報告を求め、指導のあり方についてともに考えるようにしております。

指導に当たっては、文科省から平成18年10月19日に出されました「いじめ問題への取組の徹底について」、そして平成23年1月20日に出されました「いじめ問題への取組状況に関する緊急調査結果について」、及びただいま議員さんから話のありました「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」に基づいて指導を行っております。

平成24年の9月には、平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料としてマニュアルが送付され、校長会議、教頭会議において再度確認を行っております。

最後に、Q-Uの導入についてお答えします。

これまでも共感的理解や傾聴などの手法で行うカウンセリングマインドを取り入れた学級経営やみやぎアドベンチャープログラムを取り入れた学級経営などについて、教職員の積極的な検証を促し、専門的な知識を身につけた教員をふやしてまいりました。

Q-Uによる学級経営も効果的な手法の一つであると考えます。これまで導入して

きたものとのかわりも含めて今後調査研究をしていかなければならないのであると考えております。これまで導入してきた手法との比較や併用の可能性も含めて研究をし、その結果を学校に紹介するなどし、これまで以上に学級づくり、人間関係づくりに意を用いた指導に努めるようにしてまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

今、ご答弁あったわけでありましたが、いじめ問題、本当になかなか解消にならないというのが現実のようであります。これは私も含めてやっぱり教育の問題なんだろうと思います。いろいろ家庭教育の問題とかそういうことも言われているわけでありませんが、要するに今、私の年齢からすると孫に当たるような子供たちなんですね。そういう意味では、我々の子供たちに対する家庭教育が問題あったのかどうか、これは反省しなくてはならない部分とかいっぱいあるんだろうというふうに思います。それこそ教育の大計百年というふうに言われるように、教育問題、非常に難しいだろうというふうに思います。現在もゆとり教育の問題とか、これも何回かいろいろ議論されてまた変わってくるというようなことで、学校現場、先生方、大変その対応については苦労されているんだろうというふうに思います。

その中でいじめ問題なのでありますが、ご答弁の中にありましたアンケートされているということですが、このアンケートの頻度といいますか、どういうサイクルでなされているのか、あるいはそれをどういうふうに学校なり教育委員会のほうで吟味といいますか、されて、どういうフィードバックをされているのか、その辺伺いたいなと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えします。

先ほど申し上げたとおり、基本的には月1度、各学校で子供たちに対してアンケート用紙を配付しております。小さい子であれば家庭に持ち帰って親御さんと一緒に書

いて持ってくると、詳とりまして、学校でも集約をすると。問題があった場合には、その状況を把握しながら確認をします。そして学校で対応すべき問題については子供、それから保護者に対しても対応しながら解決を図ると。それについては教育委員会に毎月一度必ず報告をします。そして対応した事案については説明をするというふうな形でやっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

いじめ問題に対する取り組みについては、文科省のほうでも、1つは学校挙げての対応をするんだというような言い方をしております。学校と教育委員会が連携を密にして、発生に至るきめ細かな状況把握して適切な対応に努めると。それから全教職員が一致協力して指導に取り組む、実効性ある体制を確立するんだということですね。

それから、もう1点は、学級担任1人が抱え込むようなことがないようにということが言われております。

それから、もう一つであります、実践的な校内研修の実施ということが掲げられております。実践的な研修会に参加して、それに参加してくださいというようなことなんですけれども、私はこれでしか見ていないんですけれども、実際、国の話になってきますけれども、これらについて具体的にどういう研修とか、あるいは学校内での対応の仕方とか、そういうような何か通知といいますか、そういうものはあるんでしょうか、お伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

先ほど来、議員さんから話のある文科省で出しているいじめに関する基本認識から始めまして、そして学校における取り組み、それから個々の教員なりそして研修、そして教育委員会のかかわり等々載っております。この流れを受けまして、基本的には学校では校内研究と称しまして、いじめ問題についての校内研究を行うと。もう一つは生徒指導委員会というのがありまして、その中で事例を各学年から出し合いながら

話し合いを持つと。事案が発生したときの直面した問題に対する対応の仕方が一番の研修かと思うんですね。

それと同時に、今おっしゃいました文科省からの流れなんですけれども、今年度から県の教育委員会のほうで年1回学校訪問という指導主事訪問がありますが、その研修内容、通常は授業を見たり、あるいは校内研究についての指導を受けるんですけれども、今年度からはいじめ問題に特化した話し合いを必ず持つということで、文科省からの資料をもとにしまして具体的に事例を出し合いながらKJ法といいますか、ブレインストーミング、それをもとにしながら先生方で解決方法を見出すというふうな形で県教委も学校も文科省の流れを受けまして、本年度から新たに組み立てております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
今野善行君。

1 番 (今野善行君)

この対応策ですね、要するに今の議論の中でもそうなんです、結局、先生方も学校全体もそうなんですけれども、そういうことにエネルギーを費やすと本家本元といえますか、本来の要するに教育部分に対する傾注といえますか、そがれるわけですよ。そういう意味では、やっぱり早くいじめ問題なり不登校の問題なり、あるいは学級崩壊の問題なり、そういうものが早く解決してなくなれば子供たちにとってもいいことでありまして、先生方にとってもいい方向に行くわけですよ。できるだけそういう具体的な解決策に向けた取り組みが必要ではないのかなと今思っております。

それで、最後に取り上げたのがQ-Uの問題でございます。問題といえますか手法なんですね。このQ-Uの手法については、先ほど申し上げましたように早稲田大学の河村先生が、要するに小学校の教師時代にいろいろ経験したことを踏まえて開発した仕組みだということだそうであります。これを読んで、非常にいいのかなというふうに感じましたので、ぜひ導入について検討してもらいたいなと思ったところであります。

中身は、一つは非常に短時間でアンケートができる。15分ないし20分程度で子供たちに対するアンケートができるんだということと、それから年齢の段階といえますか、それに合わせて調査ができるというようなこととあります。単にいじめ問題だけでなく、不登校等に陥りそうな子供の発見とか、あるいは学級崩壊になりそうな

状況とかいろいろなこと、それからもう少し学習面でも子供たちが意欲を持った学級運営しながら勉強ができるような仕組みにつくっていけるということが、ある意味いいことづくめといたしますか、結構利点があるようなことが説明されているわけでありまして。Q-Uすることによって非常に学級の居心地がよくなるというようなことでもありますし、子供たちの学習意欲にもつながるといような事例もあるようでございます。学力検査では上位にある秋田県なんか結構取り入れている市町村があるようでもありますので、ぜひこの辺の研究をしていただいて、調査も取りまとめも、この説明によりますとそんなに時間かからないですね。例えば昼休みとか朝の時間とか、そういう時間帯にアンケートできると。集計も空き時間とか三、四十分でできるような説明がされているわけでありまして。ただ、そこまでいくのに先生方の勉強会といたしますか、多分必要なんだろうというふうに思いますが、そういう意味ではそういった時間も必要になってくるわけでありましてけれども、ぜひこれと、答弁にありましたように今やっていることとの並行といたしますか、仕組みの内容なり検討していただいて進めていただけたらどうかというふうに考えております。これについて教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えします。

Q-Uにつきましてのお話なんですけれども、1992年ころに日本全体として不登校があらわれ始めたんですね。その後、1996年に学級崩壊が見られて、その後、いじめというものが顕在化、顕著化してきたわけです。そのときに一つの分析手法としてQ-Uというものが活用され始めてきたと、現在も活用されておりますけれども。その辺で今議員さんおっしゃったように、よい学校をつくるための学級全体の傾向を把握したり、個人の位置関係を把握したり、あるいは学級をいい方向に向けるための方策を検討したりというふうなデータをまず持って集積するというふうな調査であります。その後には今度はK-13法というふうな、KJ法を使った13の段階においてグループで解決する、十分ご存じと思うんですけれども、そんな形で学級改善を図るといふふうのようです。それで、議員先ほどお話ししたように、カウンセリングマインドとか、あるいはアドベンチャープログラムとか、そんなものを今までやってきたものを活用

しながら、その辺も研究しながら、我々個人的には人間関係づくりが一番なんだろうなというふうなことを考えておるわけです。それにも生かせるわけですので、十分検討した上で、学校のほうにも紹介できればなと考えております。

議長 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

私だけがそう思ってもしょうがないのでありますけれども、ぜひ研究を深めていただいて、導入について検討していただきたいなというふうに思います。

先ほど教育長さんがおっしゃったように、KJ法というのは川喜田二郎さんの問題解決の手法なんです。それはさっきも言いましたように、学級担任が一人で考えることじゃなくて、要するに学校全体で問題解決を図ろうという仕組みでもありますので、学校全体の連帯感とかそういうことにもつながって学校運営もよくなっていくのかなという期待もございますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 長 （大須賀 啓君）

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時54分 休憩

午後4時04分 再開

議長 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

本日7番目の質問になります。最後までおつき合いをよろしくお願いいたします。

私の質問は1件3要旨でございます。

吉岡コミュニティセンター及び大和町武道館周辺に駐車場の確保をという内容であります。

今年4月1日から旧役場跡地に大和すぎのこ保育所がオープンするとともに、吉岡コミュニティセンター南側に隣接する消防団の消防自動車の車庫が広く整備されました。吉岡コミュニティセンター、以下「コミセン」というふうに約させていただきますが、及び大和町武道館、以下「武道館」、この周辺に駐車場が少なくなり、これらの利用者及び周辺住民から駐車場を確保してほしいという声を聞いております。この周辺は、保育園、小学校等の児童及び武道館利用者の送迎等で朝夕混雑をします。特に最近では無断駐車または路上駐車が散見されております。これらのことから、これらの周辺の駐車場確保について町長のご見解をお伺いいたします。

1つは、周辺において、町で駐車場として確保している場所と駐車台数は。

2つ目、コミセン利用者の駐車状況及び武道館利用のための送迎車の状況、どんな状況になっておるのか。

3つ目、周辺に駐車場確保の計画はあるのかないのか。

以上の3点でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、吉岡コミュニティセンター、コミセン及び大和町武道館周辺に駐車場の確保に関するご質問ございました。

吉岡コミセンにつきましては、これまで旧役場職員第1駐車場や第2職員駐車場を活用しながら対応しておりましたが、平成25年度からは、今議員お話しのとおり民間委託のすぎのこ保育所の開設や消防ポンプ車車庫等の整備により活用ができなくなったところでございます。このためシルバー人材センター、観光物産協会、仙台法務局証明サービスセンター等の職員5名分につきましては旧大和保育所駐車場に駐車場を確保するとともに、利用される方は武道館の西側の駐車場を利用いただいております。また、コミセン南側駐車場につきましては、消防団と調整を図りながら駐車場スペースの確保を予定しております。

しかし、大勢の利用者の方がそれぞれ自家用車で来ての会議等につきましては、駐

車場不足のため開催困難な状況になりまして、このような大勢の会議等につきましては、まほろばホールや町民研修センターを利用させていただいているところでございます。

次に、武道館利用関係でございますが、日中の午後には大和中学校の卓球部と剣道部の練習に使っておりまして、夜間は毎週月曜・木曜・土曜日には柔道、火曜・金曜日には空手、水曜日には卓球の練習に利用されておりました。そして昨年の延べ利用者数につきましては1万340名となっております。

武道館利用者の駐車状況及び送迎状況でございますが、利用者の方には武道館の西側の駐車場、ここは駐車台数十数台でございますが、そこに駐車しており、送迎は夜間の場合、練習開始時刻の6時30分前後に送ってきており、練習終了時刻の9時前後に迎えに来ている状況でございます。武道館駐車場は、駐車スペースに限りがございますので、中に入れない車につきましては道路に停車し、お子さんが来るのを待っている車も見られるところでございます。

次に、周辺に新しい駐車場の確保はとのご質問であります。この周辺の土地利用状況から検討いたしますと、新たな駐車場の確保というのは厳しい状況でございますので、まほろばホール、駐車台数が327台、町民研修センター、同じく駐車場95台等、こういった施設を利用いただきながら活用していただきたいというふうに思っております。また、今後の推移を見きわめながら対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5番 （松浦隆夫君）

1要旨目でございますが、周辺の駐車場ということで町で確保している場所、武道館の西側十数台と、こういうふうに今お答えいただきましたが、それと旧大和町の保育所跡地、入り口のところ12台分ぐらい、こういうふうに準備してあるようですが、そこにコミセンの関係者とかシルバー人材センターの人とかそういうふうな人たちが使うんですよと、こういうふうな関係でございます。

次に、コミセンの利用者の駐車場及び武道館利用のための送迎の状況なんです。これは私、土曜日ですか、確認をしに行ったら、コミセンの利用者が多い場合はまほろばホールかもしくは研修センターのほうにお願いをしておるといことなんです。

どのくらい使っているのかなということで、4月からすぎのこ保育園ができたわけですが、4月はコミセン利用者888名というふうなことです。そしてその状況、5月になると473名と。だからかなりふり分けているなという印象を受けました。

そのことと、あとは武道館ですが、今は日曜日を除いて使っているわけですが、お答えありましたように年平均1万人ぐらい、月に直すと、ちょっと数字があるんですが、1,200人ぐらいずっと使っておると。その状況を見ますと、送迎の車が道路の左右にとまっておって危険というか、注意して行けば問題ないんですが、そういう状況です。ということは町のほうでも認識をしておるんですが、それだけでいいのかな。やはりこの周辺に駐車場を確保しなくてはいけないんじゃないかなという思いをいたしております。町長のご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、本来、駐車場の確保というのが必要だということでございますが、あの周辺ですと、駐車するスペースが余りないというのが現状でございます。それで、例えばですけれども、路上駐車といいますか、待っておられる父兄の方ですね。そのときは車に乗っておられる状況だというふうに思っておりますが、遠くの方で帰るのが大変だということもあるんだと思いますが、そういった場合には、少々離れますけれども旧保育所のそちらとか、あともうちょっと行くとというか、給食センターの国道寄りに以前保育所の職員がとめていた駐車場がございます。それとか、あと八幡様のスクールバスの駐車場とか、そういった形のものではあるわけでございますけれども、そこで待つていただくということが可能なかどうか。どうしても近くにいたいということで、車ですから待つていただいてその時間に来てくださいと言え、時間的なものから言えばそんなあれではないんでしょうけれども、そういったところにとまっていただけるかどうかという考えはあるというふうに思っております。

確保としましても、一番近場でという話になりますと、非常にそういった難しさが出てくるというふうに考えております。そのままでいいということではなく、そういった場所の紹介はできるというふうに思っておりますけれども、またご利用いただく方にご理解をいただくということも必要かというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

私の3番目の要旨は、周辺に駐車場確保の計画はあるかと、こういう質問だったんですが、どうも受け取り方が、新しい駐車場の確保はというふうに捉えておりますので、この辺は私との認識が違うのかなと。私は新しいところに、あの周辺に土地を確保して駐車場を確保してほしいというのは、私のいろいろ検討した中では5番目なんです。その上に4つありまして、1つはせせらぎ公園がございます。せせらぎ公園をよく見たら、武道館の南側に池がございます。そして給食センターの南側にちびっこ広場、そこにも池がございます。そしてせせらぎ通りというか、川を挟んであるんですが、そういう既存の施設を一部修理もしくは整備をして駐車場にできないのかというのが1つの案。

2つ目は、大和町の保育所跡地、これは新しい建物と古い建物というか、北側のほうが古いというか、前のほう、南のほうは新しいんですが、そのあたりの利用計画、どうも聞くところによりますと児童館になる、そんな話もちよっと聞いておるんですが、それは私はまだわかりません。ただ、あそこの広場も整備の仕方によって児童館ならばある程度の広さも必要でしょうけれども、駐車場にちよっと使えるんじゃないかなというふうなのが2つでございます。

3つ目は、今答弁にありましたように通学バスの駐車場、あれの夜間の活用、ここに駐車場ありますよと。それで夜、暗いですからね、あそこ。明かりか何かをずっとつけて安心して通れるようにすれば、あれも使えるんじゃないかなと。そして4つ目ですが、せせらぎ道路、あの幅をはかってみたら1.4メートルぐらいあるんです。あれがずっと小学校、中学校の入り口までございます。それ以下は斜面が急で、中に石がごろごろ置いているから整備は不可能だと思うんですが、そこに、こちら入り口から西側のほうですね、片側駐車場あたりに整備をして子供たちの送迎というか、何かそういうことにも活用できるんじゃないかなというふうに思っています。

それで今、ご答弁いただきました近辺に新しい駐車場を確保、これは答弁にありましたように厳しい状況であると、それはわかりました。したがって、まほろばホールとか町民研修センターに振り向けるんですよと、活用を図りながら今後推移を見守ってきたいということなんです、どうも必要だという認識からぱっと外されて、あ

の辺の重要性というか、何かその辺がちょっと違うことと、発想の転換というか、やっぱり既存だからあれはあのままだよということであるなら、その辺の考えの違いをちょっと教えていただきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それではお答えをしますが、新しいところに確保というのは難しいと申しましたけれども、そのとおり。ですから通学バスの跡とか、あとは保育所の職員の駐車場、給食センターと国道の間にございます。そういったものの提案をさせていただきました。

それで、最初にせせらぎ公園とか、またはせせらぎの用地といいますか、あれらについて、あれを駐車場にということでございますけれども、あれにつきましては、いろいろな補助事業等で整備をした施設でございます。防衛でやっておりまして、そういった形のもの。その前にあそこは八幡原公園といいまして、公園でございます。その公園を壊して駐車場といった場合には、その段階で私は、申しわけない、いかがだということも一つありますけれども、そのほかに施設自体も補助事業というものでやっておりますので、そういったものを別に転用したりする場合には、場合によっては補助金の返還とかそういったものも出てまいります。そういったことで、せせらぎについてはちょっと難しいのかなという判断をします。

それから、保育所につきましては、そのとおり今も使っておりますので、今、奥のほうまであければ使えないことはないというふうに思いますが、ただ、あそこも今後の利用ということは今考えております。そういったことでございます。

通学バスについては、先ほども申しましたけれども、私もいいのではないかとこのように思っております。

そういうことで、先ほども言いました、通学バスとか保育所の職員が使っていた駐車場とか、今でも使える状況にはあるのですが、待っている方の気持ちとしてそういうところではなくて、やっぱり近場でというのがあるでしょうし、コミセンを利用するといった場合に、例えばコミセンを利用するといった方については保育所でも遠いという判断がなされるような、またはお八幡様の裏のバスのあそこについても遠いというような判断をなされるのではないかとこのように思いますが、使う人にとってはそうだというふうに思います。そういうことでございますので、駐車場が近くに整備されているまほ

ろばホールなり研修センターにご利用いただける場合にはお願いをしているという状況にあるということでございます。

いろいろな考え方といいますか、方法としてはあると思いますが、ただ、今ある施設を取り壊してということにつきましては、それは難しいのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

八幡原緑地公園、工事名としてはせせらぎ公園ということで、平成9年から12年にかけて整備をしたと。この状況を見ますと、池に水がたまって、せせらぎがあって、そして下の水があると。これはいつの間にか水がなくなっておるんですね。せせらぎ公園をつくったときの概要というか目的、そして事業費はどのぐらいかかって現状はどうかということをお答えいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

せせらぎ公園につきましての事業ということでございますが、せせらぎにつきましては本来、八志田堰の水をずっと持ってきて流したいという構想が基本的にはあったようです、ずっと昔は。それで役場の前を八志田堰の水を流してその水量をつくっているということでしたが、現在、八志田堰の水がここまで来ない状況になっております、大堤もなくなりましたしね。これ工事をやるときには、あそこに保育所等があったわけでございますけれども、旧吉岡保育所ですね、そういったときにあの全体を緑地公園として整備しようということで移動したものですから、武道館の前を緑地公園として整備するということが計画が立てられまして、都市計画が平成8年の12月になっております。それで、そのときにせせらぎも一緒に川の水の流れがある役場前の歩道、学校前の通学路という非常にさわやかな目的で発想され、そして計画されまして取りかかったというふうに聞いております。

その水の関係で、なかなか難しいということで、循環型にしました。それで上から

流して下の池にためて、それをポンプアップしてまた流すという基本的な構造だったようでございます。しかしながら、残念ながら工事の結果、思ったとおりの成果が出なかったといえますか、下の池の水漏れの問題とかそういったことがございまして、流した場合に実際は水道の水を流したわけでございますけれども、水道料金が莫大なものになりました。それで、それはまずいということで、池を掘ろうとかいろいろ考えたんですが、それにしてもカラッケ水とか、なかなか難しいということでございます。そして、震災でさらに今度は水路のほうもひびが入ったりしたものですから、そうなりますとなかなか改修するのにも難しいと。それから下流の池もいろいろコーティングして、結構あれは宇宙船を直すようなコーティングをしたこともあるんです。だから、いろいろなことをやっているんですが、なかなかうまくいかなくて、それで結果、費用単価を考えた中で、せせらぎ、何か事業があるときとかお祭りがあるときとか、そういったときに流す方法ではどうだということで現状になっております。

そういったことで、いろいろな経緯があったわけでございますけれども、今現在ですと、なかなか本来の常にきれいな水を流すという状況の整備には至っていない状況ではございます。ただ、水路的には補助関係の期間で言いますと20年ですか、そういったものの補助施設ということになっておりまして、またそういったものの補助金の返還とかの対象にはまだまだなってくる施設でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

計画にせせらぎというか、水が流れて理想的な公園を求めたんだらうと。計画自体がちょっとずさんではなかったのじゃないかというふうに思います。例えば小学校なんかのプール、水漏れしたからもう使えませんよと、そんな話はちょっとどうかと思うんですよね。それでこの予算ですが、事業費、どのぐらにかかったもので、いつから使えなくなったのか、これを教えていただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予算でございますが、工期につきましては平成9年から12年まででございます、総額で1億783万5,000円でございます。

それで、いつから使えなくなったということでございますけれども、当初は水を流しておりまして、当然、循環型にさせておりましたので、5年ぐらいは使っていたといえますか、循環型の中でやっておりました。ただ、その間、水道料とか非常に大きくなってきたものですから、やり方の工夫または改善といえますか、そういったものに取り組んできている経過がございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

どうも水道水を使っているから、あれを流して上に上げると莫大なお金がかると、水道料ですね。あと、池も長く使っていないと、水漏れのところにさらにコンクリートが割れて水がもたなくなると。今後このせせらぎ、池を含めてどのようにしようというふうに考えていますか。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦さん、ちょっと趣旨から外れているというか、ずれているので、戻してください。戻してくださいというか、変えてください。

5 番 （松浦隆夫君）

私は、先ほども申しましたように、あそこの地形を見て、公園でつくりましたよと。ただ、これが長く使えない、将来的に町としてせせらぎとしてはもう復活できないと、こういうのであれば、目的変更といえますか、地目変更といえますか、そういう理由変更して、こういうふうな駐車場はあの辺にないかなというふうな観点から見たときに、あそこ駐車場にどうかと私は提案をしているわけです。それで、そこは無理だよと、そこに問題が私はあるんじゃないのかなと思っている。その無理なところを何とか、それは将来的に見て駐車場にしたほうがいいのか、20年だからこのままあと何年間ほったらかししておくといえればほったらかして、あそこは子供たちの通学路になって、周りの土も崩れていったり、いろいろな環境も、せせらぎのあのところもごみの集積場みたいになって、あそこの人たちが掃除をして、そういうふうな状況になっ

ておりますので、何とか駐車場にできないのかなということで質問をしております。

なおかつ、5年くらいで使えなくなったということについては、これは議会のほうには報告というか、そういうふうなものはあったのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
まず一つ、あそこを駐車場にできないかという問題ですけれども、これにつきましては、あそこは先ほども申しましたけれども、八幡原緑地公園でございます。それで、あそこを駐車場にというのは、私は個人的にというか、公園ですので公園としての利用だというふうに思っております。あの池につきましても、例えば産業まつりとかやった場合にはあそこを舞台にして違った使い方もやっておるところでございますし、あそこを駐車場ということではなく、私は公園として使っていくべきだというふうに思います。

それから、議会のほうに報告ということでございますが、これにつきましては水道料金等の非常にアップになった段階で議会に報告をして、こういう形で進めておりますということはその都度報告はしておったというふうに私は思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）
緑地公園ですから、もし駐車場をつくるとなれば、いろいろなことでいろいろな制約があるだろうと、こういうふうに思います。ただ、産業まつりとかなんかはプールじゃない形のほうが、駐車場を広くして、そのほうが活用的にはかえって便利に使えるというふうに私は個人的に思います。

いろいろせせらぎにつきましては町の執行部で政策提案をして、それで議会で審議を決定して執行部が執行してつくったと。これが1億700万ぐらいのお金を5年間くらいでもうあれは使えないよと、こうなったときには、ちょっと何か問題点として捉えないといけないのかなと、私はそういう認識でございます。そこを申し添えておき

ます。

この地域は本町の中心市街地の中の教育拠点ということで、保育所そして小学校、中学校、あと歴史と文化の拠点として八幡神社、武道館。この武道館については遠くの人というか、大学生とかなんかが、古い建物だと、伝統のある建物だということでいろいろ研究に来ておる人もいるようでございます。そんな八幡様の歴史と文化の拠点、我が町としてはどんと祭とか、夏越しまつりとか、島田飴まつりとか、そして町の産業まつりだとか、こういうものがあるわけですが、人が集うそういうふうな拠点としてどうしても駐車場を確保していただきたいというふうな思いを持っております。

あともう一つつけ加えると、先ほど公衆トイレの整備の話がございましたけれども、あそこの公園の中に、人が集まる場所ですので公衆トイレの整備もひとつ検討……（「暫時休憩したらいいでない」の声あり）いただきたいと、こう思います。（「暫時休憩。通告書に基づいた基準をお願いします」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、5年間でストップしたということではなくて、5年間、その形にしてやって、それからいろいろ工夫をしてきたということでございますので、5年で使わなくなったとかそういうことではなくて、修繕とかやって使ってきているということでございますので、そこは誤解のないようによろしくお願いします。

それから、集う拠点ということ、確かにそうです。それで、駐車場につきましては、すぎのこ学園さんとお話をしておりまして、そういった学校の例えば運動会とかお祭りとか、そういったときにはすぎのこ学園さんのほうに事前にお話をして、あそこの駐車場も利用させてもらうというお話はしております。ですから100%の確保ではないにせよ、そういった駐車場の利用もできるというふうに思っております。

それから、トイレでございますが、トイレにつきましては、学校のそれこそ武道館の中にもございますし、あければですね、あとコミセンにもございますので、そういった形でご利用いただければというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

いろいろ難しいことがあろうかと思いますが、ぜひともあの周辺に駐車場をという
ことで、私のお願いというか、検討をお願いして私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時37分 延 会